平成25年度 地域包括支援センター運営状況について

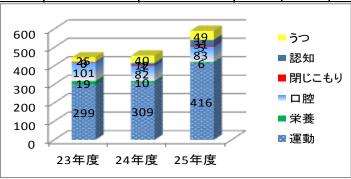
(平成25年4月1日~平成26年3月31日実績)

平成26年10月22日(水) 鶴岡市健康福祉部長寿介護課

地域包括支援センター

(1)介護予防ケアマネジメント件数

| | 二次予防事業 | プラン作成延 | | | | | | |
|------|--------|--------|----------|----------|----------|-----------|----|----|
| | 対象者数 | 件数(再) | 運動 機能 | 栄養 機能 | 口腔 機能 | 閉じこ もり | 認知 | うつ |
| 23年度 | 3,525 | 447 | 299 | 19 | 101 | 3 | | 25 |
| 24年度 | 3,492 | 408 | 309 | 10 | 82 | 3 | 12 | 40 |
| 25年度 | 3,579 | 590 | 416 | 6 | 83 | 5 | 31 | 49 |
| 市 | 353 | 51 | 27 | 2 | 13 | 1 | 2 | 6 |
| 市社協 | 1,486 | 158 | 145 | 2 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| つくし | 399 | 74 | 68 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 健楽園 | 189 | 45 | 39 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 永寿荘 | 287 | 38 | 29 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| しおん荘 | 174 | 36 | 34 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| ふじしま | 294 | 104 | 40 | 2 | 21 | 2 | 16 | 23 |
| かみじ荘 | 244 | 59 | 25 | 0 | 10 | 2 | 8 | 14 |
| あさひ | 153 | 25 | 9 | 0 | 5 | 0 | 5 | 6 |



※認知機能低下している者は運動機能低下もあるため、運動機能の件数に計上。

○25 年度プラン作成件数は 2.4%増加(昨年比)。うつ、認知、運動機能が増加し、栄養改善は年々減少している。

日時: 平成25年9月20日(金) 13時30分~15時30分

場所: 出羽庄内国際村

内容:「明日から使える介護予防ケアマネジメントのポイント」

「講義とグループワーク」 対象者の予防プラン作成経験をもとにグループ編成し、講義及び講 師より提示された事例についてグループワークを行う。

講師:米沢市健康福祉部高齢福祉課 地域包括係長 平真一 氏

对象:居宅介護支援事業所介護支援専門員

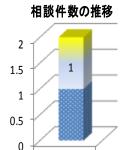
地域包括支援センター職員

参加数:89名

(1)総合相談支援件数年次推移

| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|--|
| 相談件数 | 14,770 | 19,362 | 25,399 | | | | | | |
| 前年度比 | 1.10 | 1.31 | 1.31 | | | | | | |

○25年度相談件数は1.21倍増加。

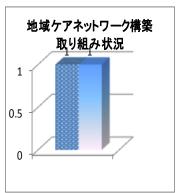


(3)地域包括ケアネットワーク構築業務

| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | | |
|------|------|------|------|--|--|
| 開催回数 | 35 | 79 | 95 | | |
| 前年度比 | 0.44 | 2.26 | 1.20 | | |
| 開催箇所 | 25 | 44 | 46 | | |
| 前年度比 | 1.25 | 1.76 | 1.05 | | |

(2)相談形態、相談者、相談内容状況

| (-/IAB) | 相談形態(実) | | | | <u>-</u> | 相談者(延べ) | | | | | | | | | |
|---------|---------|-------|--------|-----|----------|---------|-------|------|--------|---------|-------|-------|---------|-----|--------|
| 新 | 電 | 来 | 訪問 | その他 | # | 本 | 家族・親族 | 民生委員 | 介護支援専門 | サービス提供事 | 医療機関 | 行政機関 | 在宅介護・地域 | その他 | 計 |
| 規 | | | | | | , , | | | 員 | 業所 | | | 包括 | | |
| 2,564 | 11,264 | 1,782 | 11,854 | 499 | 25,399 | 14,620 | 9,389 | 875 | 2,531 | 4,285 | 1,159 | 1,384 | 318 | 701 | 35,262 |



| | 総合相談内容(延べ) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------------|--------|----------|---------|-------|-------------|------|-------|-------|------|------|---------|-------------|-----------|----------|------|-------|------|-----|-------|--------|--------|
| | 二次 | 権利擁護関係 | | 介護関係 | | 疾病・障がい関係 | | 包扣 | 舌的 | 在宅 | | | | | | | | | | | | |
| 実態把握 | ()予防事業対象者 | 虐待関係 | 成年後見制度関係 | 消費者被害関係 | そ の 他 | 申請・更新等介護保険の | 施設入所 | 介護者支援 | 認知症等 | 精神疾患 | 知的障害 | 身体疾病・障害 | 介護支援専門員支援関係 | サービス担当者会議 | 福祉サービス調査 | 医療関係 | 経済的問題 | 災害対応 | その他 | 要支援者 | 指定予防支援 | 合計 |
| 1,835 | 1,468 | 626 | 246 | 32 | 159 | 3,053 | 702 | 424 | 1,364 | 587 | 42 | 460 | 444 | 566 | 1,782 | 652 | 271 | 31 | 926 | 2,660 | 9,985 | 28,315 |

- 〇相談形態としては、家庭等訪問等が46.7%、電話が44.3%。相談者は、本人が41.5%、家族が26.5%である。、
- 〇相談内容としては、認知症等に関する相談がH24は620件であったが H25は1,364件と2.2倍の増加がみられた。
- 〇ネットワーク会議は、町内会等の小地域での開催が増えてきており、会議開催数が増回している。

3)権利擁護業務

高齢者に対する虐待防止や早期発見のための事業、権利擁護事業等に取組む。高齢者虐待防止等連絡協議会を開催し、情報交換、事例検討などを通じ、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待防止ネットワークの環境整備を行う。

(1)成年後見制度利用支援業務実績

| 1270-177 | ~ 1 3/13/ | | | _ | | |
|----------|-----------|-------|------|---|------|------|
| | | | 23年度 | | 24年度 | 25年度 |
| Ī | 市長申立 | 件数 | | 3 | 7 | 6 |
| | 審 | 後見 | ı | | 4 | 5 |
| | 判結 | 補佐 | ı | | 2 | 1 |
| | 果 | 補助 | - | | 1 | 0 |
| 報画 | 删成件 | 数(再掲) | | 0 | 1 | 2 |

(2)養護者による高齢者虐待の状況

| (4/民政 | 2/食暖日による同即日后付の休水 | | | | | | | | |
|-------|------------------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|
| | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | | | | | |
| | 相談•通報等新規 | 38 | 59 | 43 | | | | | |
| 鶴岡 | 虐待事実確認(再) | 25 | 36 | 31 | | | | | |
| 市 | 虐待事実確認割合 | 65.8% | 61.0% | 72.1% | | | | | |
| | 老人福祉施設等措置(再) | 4 | 3 | 0 | | | | | |
| 山 | 相談•通報等新規 | 253 | 297 | 271 | | | | | |
| 形県 | 虐待事実確認(再) | 161 | 181 | 176 | | | | | |
| 不 | 虐待事実確認割合 | 63.6% | 60.9% | 64.9% | | | | | |

○25年度では、虐待通報のうち72%が事実確認されている。確認 後の対応として8件は虐待者と被虐待者の分離を行った。

○認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待や消費者被害の大きな要因になっているため、権利を守る取り組みがさらに重要になる。 ○今後も適切な介護保険サービスの利用は勿論であるが、成年後 見制度の普及・啓発や高齢者への虐待防止や早期発見のための ネットワークづくりに努める必要がある。

(3) 介護保険サービス未利用世帯実態調査

目的:サービス未利用に至った背景等の実態把握をすることで、高齢者虐待の早期発見未然防止を目指す。 実施時期:平成25年7月1日~7月31日 調査対象者:要介護1以上で介護サービスを1年以上未利 用者 138名

調査方法: 地域包括支援センター職員による訪問調査調査件数: 101件(73.2%)

(4)男性のための介護教室

目的: 男性対象の介護教室を行うことにより、介護についての知識及び技術の習得、また参加者同士の交流を通し、男性介護者の孤立防止ひいては高齢者虐待の防止をめざす

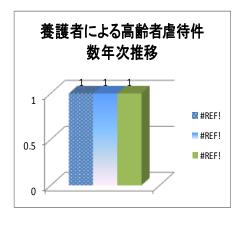
対象者: 現在介護をしている、又は介護に興味のある鶴岡市内在住の男性

実施日・内容・参加者:

(5) 高齢者虐待防止等連絡協議会の開催 下記の協議・報告・意見交換等

目的: 高齢者及び障害者の人権擁護及び福祉の増進に向けて、高齢者及び障害者の虐待防止等に関する支援を協議するとともに、関係機関との連携強化を図りながら、地域における高齢者等の安心した生活の確保に資する。 開催日時: 第一回 平成25年10月15日(火)

第二回 平成26年 2月17日(月)



3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、介護支援専門員への個別支援に加え、 主治医、ケアマネジャー等の連携や関係機関との多職種協働により、様々な社会資源を活用し安心した生活が送れるよう具体的支援 レ仕組みづくりをめざす

(1)介護支援専門員への個別支援

| | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------|------|------|------|
| 支援件数 | 196 | 308 | 444 |
| 前年度比 | 1.1 | 1.6 | 1.4 |

(2)サービス担当者会議等開催支援

| | 找可闭性人员 | | |
|------|--------|------|------|
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| 支援件数 | 176 | 226 | 566 |
| 前年度比 | 0.9 | 1.3 | 2.5 |

(3) 事例検討会開催件数

| | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------|------|------|------|
| 開催回数 | 150 | 97 | 121 |
| 前年度比 | 2.7 | 0.6 | 1.2 |

(4)介護支援専門員現認調査実施

| | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--------------|------|------|------|
| 居宅介護支援事業所数 | 32 | 32 | 32 |
| 介護支援専門員数 | 148 | 152 | 159 |
| 介護支援専門員数前年度比 | 1.08 | 1.03 | 1.05 |

(5)居宅介護支援事業所等訪問

| | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------------|------|------|------|
| 居宅介護支援事業所数 | 10 | 9 | 9 |
| 小規模多機能事業所 | 7 | 7 | 6 |

※対象事業所は、主任介護支援専門員がいない事業所。

(6)専門職によるケアプラン検証事業

目的:ケアプランが「自立支援」に資する適切なものになるよう、介護支援専門員のケアマネジメント力を高め、真に必要とするサービスを提供することにより、利用者のQOLの改善をはかり適正給付につなげるとともに介護保険制度の信頼性を高めて健全な給付の実施を図る。

検証メンバー: 医師、管理栄養士、主任介護支援専門員、作業療法士、介護福祉士、行政職員

実施状況:独居加算を算定しているケアプランについて実施。

他にオブザーバーとして薬剤師

9月9日:なえづ、おおやま 12月9日:とようら、温寿荘 2月10日:しおん荘、ふれあい

(7)介護支援専門員スキルアップ研修会

目的:介護支援専門員業務の専門的技術の向上と、平準化を図る。

開催日時: 平成25年10月30日(水)14:30~17:00

開催場所:鶴岡市総合保健福祉センターにこ♡ふる 3階大会議室

研修内容:テーマ「法令遵守に基づいたケアマネジメントの流れについて再確認する」□

~日々の業務をふり返ってみよう~

講師:ケアプランセンターふたば 統括部長 加藤 咲 氏参加者数:62名

(8)鶴岡市医療と介護連携研修会

目的:利用者が住み慣れた地域で安心して暮し続けることができるように支援するため、医療と介護が相互に連携しあいながら効果的・効率的なネットワークの構築を図る

開催日時:第1回目平成25年8月8日(木)、第2回目11月21日(木)

開催場所: 出羽庄内国際村

研修内容: 1回目 テーマ「地域の中で連携を語る」 ~ 医療・

介護の役割理解と連携づくり~

2回目テーマ「医療依存度の高い利用者の支援につい ~ 家族と共に住みなれた自宅で暮らし続ける為に ~

講師:山形県保健医療大学 准教授 後藤順子氏

参加者:1回目 167人、2回目192人

(9)居宅介護支援事業所由任介護支援専門員研修会 3回口

鶴岡市内の居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が、 その役割を果たすために専門的技術の向上及び職種間のネット ワークづくりを図る。

また、地域の介護支援専門員の質の向上を図るために、地域 包括支援センターと連携し地域の困難事例への対応、事例検討 会の開催、ケアプラン検証等を行うことにより適切なケアマネジメン トの平準化をめざすとともに、リーダーとしての資質向上を 図る。

開催日時: 平成25年6月27日、11月15日、2月17日

開催場所:鶴岡市総合保健福祉センターにこふる 研修内容

第1回目:スーパービジョン研修

第2回目:ケアプラン点検研修会 第3回目: 事例検討会の運営研修会

講師:東北公益大学 准教授 鎌田 剛 氏

参加対象者: 鶴岡市内の居宅介護支援事業所の現任主任介護支援専門員

延べ参加者数:6月27日 33名、11月15日 35名、2月17日 40名

(10)酒田エリアの介護支援専門員連絡協議会情報交換及び交流会開催支援

目的:鶴岡・酒田の相互の活動状況を報告及び意見交換し

、お互いの活動に活かす。

開催日時: 平成26年12月13日(金)

開催場所:鶴岡市地域包括支援センター会議室

内容:活動状況報告。ちょうかいネット、Net4Uの活用紹介。

参加者数:22名

(11)在宅主治医と介護支援専門員との意見交換会(南庄内在宅医療を考える会を

目的:在宅主治医との顔の見える関係づくりと業務紹介

開催日時: 平成25年11月26日(火)

開催場所:鶴岡地区医師会3階講堂

内容: 「ケアマネはこんな仕事をしています」業務紹介

介護支援専門員への医師連携の課題に関するアンケート調査報告 グループでの意見交換会

参加者数: 医師13名、介護支援専門員等33名 計46名

(11)在宅主治医と介護支援専門員との連携様式の作成

平成25年11月26日に実施した、在宅主治医との情報交換会にお いて、介護支援専門員側がもつ情報について発信する仕組みづくり のため、使用する様式について検討。

- •受診同行依頼書
- •介護認定更新時等情報提供書
- ・サービス担当者会議出席意向確認書及び会議開催案内及び照会文書



○現任調査によれば、基礎資格が福祉職の介護支援専門員が81,1%を占めている。また、居 宅サービスを利用している者の担当介護支援専門員は市内の事業所で98%を占めている実態 である。事業所に指導的な役割を果たす主任介護支援専門員が配置され特定加算を算定して いる事業所は20事業所。

- ○独居高齢者や、認知症高齢者、多問題家族等地域包括支援センターも協働して支援を要す る事例が増えている。
- ○介護支援専門員支援については、居宅介護支援事業所部会の役員と定期的に会議を開催し ながら、協働で取り組みを進めている。
- ○医療・介護連携のとりくみについては、居宅介護支援事業者部会、鶴岡地区医師会地域医 療連携室ほたる、庄内プロジェクト地域連携ワーキング、庄内医療連携の会と、地域包括支 援センターが協働しての取組を進めているため効果的な取り組みにつながっている。

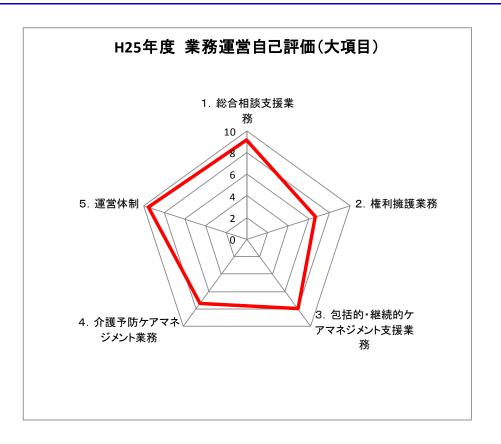


平成25年度 地域包括支援センター業務評価について

平成26年10月22日(水) 鶴岡市健康福祉部長寿介護課 地域包括支援センター

地域包括支援センター名 鶴岡市地域包括支援センター

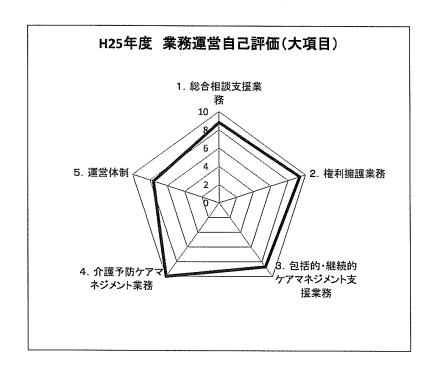
| | 評 価 項 目 | 合計部 (10点 | 換算) |
|----|---------------------------------------|----------|-----|
| | | H25 | 前年度 |
| 1. | 総合相談支援業務 | 9.2 | |
| 1 | 潜在的な要援護者の実態把握 | 4 | |
| 2 | ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助 | 5 | |
| 3 | 地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施(PDCAサイクル) | 5 | |
| 4 | 地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築 | 5 | |
| 5 | 災害時要援護者の実態把握 | 4 | |
| 2. | 権利擁護業務 | 6.7 | |
| 1 | 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進 | 3 | |
| 2 | 高齢者虐待の防止および対応 | 5 | |
| 3 | 消費者被害の防止および対応 | 5 | |
| 3. | | 8.0 | |
| 1 | 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携 | 5 | |
| 2 | 個々の介護支援専門員へのサポート | 3 | |
| 3 | 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携 | 5 | |
| 4. | 介護予防ケアマネジメント業務 | 7.3 | |
| 1 | 介護予防における基本視点 | 4 | |
| 2 | 二次予防事業対象者への基本視点 | 4 | |
| 3 | 指定介護予防支援事業における基本視点 | 5 | |
| 5. | 運営体制 | 9.6 | |
| 1 | 運営における基本視点 | 5 | |
| 2 | センターの組織マネジメントとリスクマネジメント | 4 | |
| 3 | 専門職種のチームアプローチ | 5 | |
| 4 | 人材育成 | 4 | |
| 5 | 事業計画と評価 | 5 | |
| | | | |



地域包括支援センター名 鶴岡市地域包括支援センター

地域包括支援センター名 鶴岡市社会福祉協議会地域包括支援センター

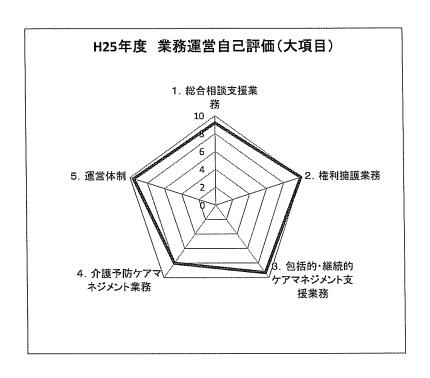
| | 評 価 項 目 | 合計割 (10点: | |
|----|---------------------------------------|-----------|-----|
| | 計 恤 填 日 | H25 | 前年原 |
| 1. | 総合相談支援業務 | 8.8 | |
| 1 | 潜在的な要援護者の実態把握 | 4 | |
| 2 | ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助 | 5 | |
| 3 | 地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施(PDCAサイクル) | 5 | |
| 4 | 地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築 | 5 | |
| 5 | 災害時要援護者の実態把握 | 3 | |
| 2 | 権利擁護業務 | 9.3 | |
| 1 | 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進 | 5 | |
| 2 | 高齢者虐待の防止および対応 | 5 | |
| 3 | 消費者被害の防止および対応 | 4 | |
| 3 | 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 8.7 | |
| 1 | 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携 | 5 | |
| 2 | 個々の介護支援専門員へのサポート | 4 | |
| 3 | 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携 | 4 | |
| 4. | 介護予防ケアマネジメント業務 | 10.0 | |
| 1 | 介護予防における基本視点 | 5 | |
| 2 | 二次予防事業対象者への基本視点 | 5 | |
| 3 | 指定介護予防支援事業における基本視点 | 5 | |
| 5 | 運営体制 | 7.6 | |
| 1 | 運営における基本視点 | 3 | |
| 2 | センターの組織マネジメントとリスクマネジメント | 3 | |
| 3 | 専門職種のチームアプローチ | 5 | |
| 4 | 人材育成 | 4 | |
| 5 | 事業計画と評価 | 4 | |



地域包括支援センター名 鶴岡市社会福祉協議会地域包括支援センター

地域包括支援センター名 地域包括支援センターつくし

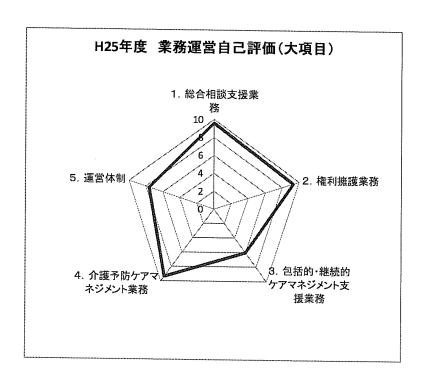
| | 評 価 項 目 | 合計部 (10点 | |
|----|---------------------------------------|----------|-----|
| | | H25 | 前年度 |
| 1. | 総合相談支援業務 | 9.2 | |
| 1 | 潜在的な要援護者の実態把握 | 5 | |
| 2 | ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助 | 5 | |
| 3 | 地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施(PDCAサイクル) | 5 | |
| 4 | 地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築 | 5 | |
| 5 | 災害時要援護者の実態把握 | 3 | |
| 2. | 権利擁護業務 | 10 | |
| 1 | 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進 | 5 | |
| 2 | 高齢者虐待の防止および対応 | 5 | |
| 3 | 消費者被害の防止および対応 | 5 | |
| 3. | 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 9.3 | |
| 1 | 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携 | 5 | |
| 2 | 個々の介護支援専門員へのサポート | 5 | |
| 3 | 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携 | 4 | |
| 4. | 介護予防ケアマネジメント業務 | 8 | |
| 1 | 介護予防における基本視点 | 5 | |
| 2 | 二次予防事業対象者への基本視点 | 5 | |
| 3 | 指定介護予防支援事業における基本視点 | 2 | |
| 5. | 運営体制 | 9.6 | |
| 1 | 運営における基本視点 | 5 | |
| 2 | センターの組織マネジメントとリスクマネジメント | 5 | |
| 3 | 専門職種のチームアプローチ | 5 | |
| 4 | 人材育成 | 5 | |
| 5 | 事業計画と評価 | 4 | |



地域包括支援センターイ地域包括支援センターつくし

地域包括支援センター名 健楽園地域包括支援センター

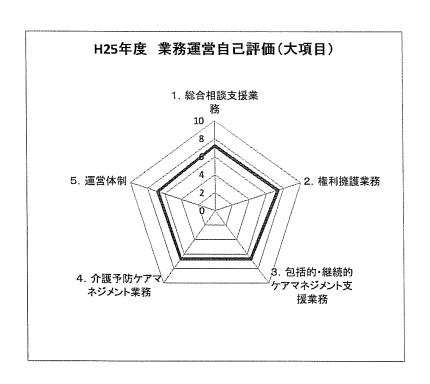
| | 評 価 項 目 | | 平価点 換算) |
|----|---------------------------------------|-----|------------|
| | | H25 | 前年度 |
| 1, | 総合相談支援業務 | 9.6 | |
| 1 | 潜在的な要援護者の実態把握 | 4 | 4 |
| 2 | ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助 | 5 | 5 |
| 3 | 地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施(PDCAサイクル) | 5 | 4 |
| 4 | 地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築 | 5 | 4 |
| 5 | 災害時要援護者の実態把握 | 5 | 4 |
| 2. | 権利擁護業務 | 9.3 | |
| 1 | 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進 | 5 | 5 |
| 2 | 高齢者虐待の防止および対応 | 5 | 5 |
| 3 | 消費者被害の防止および対応 | 4 | 4 |
| 3. | 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 6 | |
| 1 | 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携 | 3 | 3 |
| 2 | 個々の介護支援専門員へのサポート | 4 | 4 |
| 3 | 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携 | 2 | 1 |
| 4. | 介護予防ケアマネジメント業務 | 9.3 | |
| 1 | 介護予防における基本視点 | 5 | 4 |
| 2 | 二次予防事業対象者への基本視点 | 4 | 5 |
| 3 | 指定介護予防支援事業における基本視点 | 5 | 5 |
| 5. | 運営体制 | 7.6 | |
| 1 | 運営における基本視点 | 4 | 4 |
| 2 | センターの組織マネジメントとリスクマネジメント | 4 | 3 |
| 3 | 専門職種のチームアプローチ | 5 | 5 |
| 4 | 人材育成 | 4 | 5 |
| 5 | 事業計画と評価 | 2 | 2 |



地域包括支援センターネ 健楽園地域包括支援センター

地域包括支援センター名 永寿荘地域包括支援センター

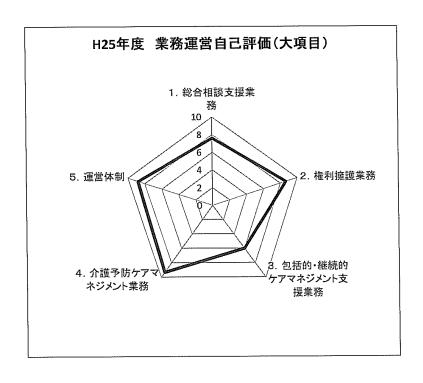
| | 評 価 項 目 | 合計部 (10点 | 平価点 換算) |
|----|---------------------------------------|----------|------------|
| | | H25 | 前年度 |
| 1. | 総合相談支援業務 | 7.2 | |
| 1 | 潜在的な要援護者の実態把握 | 4 | |
| 2 | ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助 | 5 | |
| 3 | 地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施(PDCAサイクル) | 4 | |
| 4 | 地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築 | 3 | |
| 5 | 災害時要援護者の実態把握 | 2 | |
| 2. | 権利擁護業務 | 7.3 | |
| 1 | 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進 | 4 | |
| 2 | 高齢者虐待の防止および対応 | 4 | |
| 3 | 消費者被害の防止および対応 | 3 | |
| 3. | 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 6.7 | |
| 1 | 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携 | 3 | |
| 2 | 個々の介護支援専門員へのサポート | 3 | |
| 3 | 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携 | 4 | |
| 4. | 介護予防ケアマネジメント業務 | 6.7 | |
| 1 | 介護予防における基本視点 | 4 | |
| 2 | 二次予防事業対象者への基本視点 | 3 | |
| 3 | 指定介護予防支援事業における基本視点 | 3 | |
| 5. | 運営体制 | 6.8 | |
| 1 | 運営における基本視点 | 4 | |
| 2 | センターの組織マネジメントとリスクマネジメント | 2 | |
| 3 | 専門職種のチームアプローチ | 5 | |
| 4 | 人材育成 | 3 | |
| 5 | 事業計画と評価 | 3 | |
| | | L | |



地域包括支援センター4永寿荘地域包括支援センター

地域包括支援センター名 しおん荘地域包括支援センター

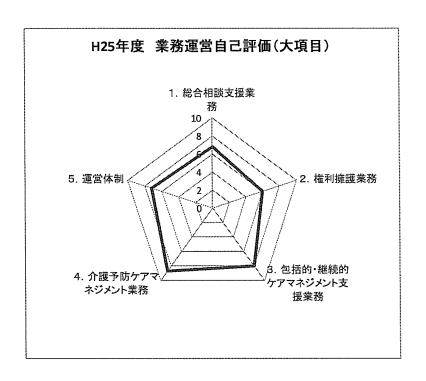
| | | 合計評 | 価点 |
|----|---------------------------------------|------|-----|
| | 評 価 項 目 | (10点 | |
| | | H25 | 前年度 |
| 1. | 総合相談支援業務 | 7.6 | |
| 1 | 潜在的な要援護者の実態把握 | 4 | |
| 2 | ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助 | 5 | |
| 3 | 地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施(PDCAサイクル) | 5 | |
| 4 | 地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築 | 4 | |
| 5 | 災害時要援護者の実態把握 | 1 | |
| 2. | 権利擁護業務 | 8.7 | |
| 1 | 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進 | 4 | |
| 2 | 高齢者虐待の防止および対応 | 4 | |
| 3 | 消費者被害の防止および対応 | 5 | |
| 3. | 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 6 | |
| 1 | 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携 | 3 | |
| 2 | 個々の介護支援専門員へのサポート | 4 | |
| 3 | 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携 | 2 | |
| 4. | 介護予防ケアマネジメント業務 | 9.3 | |
| 1 | 介護予防における基本視点 | 4 | |
| 2 | 二次予防事業対象者への基本視点 | 5 | |
| 3 | 指定介護予防支援事業における基本視点 | 5 | |
| 5. | 運営体制 | 8.8 | |
| 1 | 運営における基本視点 | 5 | |
| 2 | センターの組織マネジメントとリスクマネジメント | | ļ. |
| 3 | 専門職種のチームアプローチ | Ĺ | 5 |
| 4 | 人材育成 | | + |
| 5 | 事業計画と評価 | | 1 |



<u>地域包括支援センター名</u> しおん荘地域包括支援センター

地域包括支援センター名 地域包括支援センターふじしま

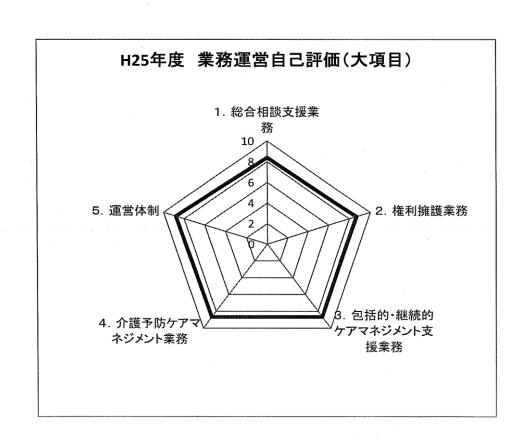
| | | 評 | 価 | | E | | 合計評 (10点 | |
|----|---------|--------------|----------|--------|--------|--|-------------|-----|
| | | <u>.</u> , | 11 | | | | H25 | 前年度 |
| 1. | 総合相談支援 | 業務 | | | | | 6.8 | |
| 1 | 潜在的な要援護 | 者の実態把 | !握 | | | | 4 | |
| 2 | ワンストップサ | 一ビスでの | 相談受付と | :関係機関と | 連携した適切 | な援助 | 5 | |
| 3 | 地域のアセスメ | ント及び地 | 域活動の計 | ├画・実践・ | 評価の実施(| PDCAサイクル) | 2 | |
| 4 | 地域ケアネット | ワーク会議 | 等によるオ | ミットワーク | の構築 | | 4 | |
| 5 | 災害時要援護者 | の実態把握 | <u> </u> | | | | 2 | |
| 2. | 権利擁護業務 | | | | | | 6 | |
| 1 | 成年後見制度・ | 日常生活自 | 1立支援事第 | 葉の活用促進 | | | 3 | |
| 2 | 高齢者虐待の防 | 止および対 | 応 | | | | 3 | |
| 3 | 消費者被害の防 | 止および対 | t応 | | | - | 3 | |
| 3. | 包括的・継続 | 的ケアマ | ネジメント | 支援業務 | | | 8 | |
| 1 | 利用者の状態に | 応じた医療 | そ機関等の関 | 具係機関との | 連携 | | 4 | |
| 2 | 個々の介護支援 | 専門員への |)サポート | | | | 4 | |
| 3 | 居宅介護支援事 | 業所の主任 | E介護支援專 | 専門員との連 | 携 | | 4 | |
| 4. | 介護予防ケア | マネジメ | ント業務 | | | | 8.7 | |
| 1 | 介護予防におけ | る基本視点 | ā | | | | 4 | |
| 2 | 二次予防事業対 | 象者への基 | 基本視点 | | | | 5 | |
| 3 | 指定介護予防支 | 援事業にお | おける基本社 | 見点 | | | 4 | |
| 5. | 運営体制 | | | | | | 7.2 | |
| 1 | 運営における基 | 本視点 | | | | | 4 | |
| 2 | センターの組織 | マネジメン | ノトとリス? | クマネジメン | ٢ | | 3 | |
| 3 | 専門職種のチー | ムアプロ- | ーチ | | | | 4 | |
| 4 | 人材育成 | | | | 3 | THE RESERVE OF THE PARTY OF THE | 3 | |
| 5 | 事業計画と評価 | <u></u> | | | | | 4 | |



地域包括支援センターネ 地域包括支援センターふじしま

地域包括支援センター名 地域包括支援センターかみじ荘

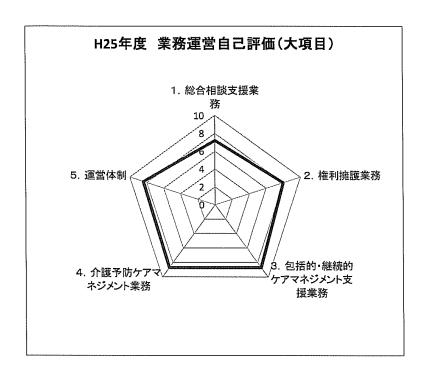
| | 評 価 項 目 | 合計部(10点 | |
|----|---------------------------------------|---------|-----|
| | 計 逥 埃 口 | | 前年度 |
| 1. | 総合相談支援業務 | 8.4 | |
| 1 | 潜在的な要援護者の実態把握 | 4 | |
| 2 | ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助 | 5 | |
| 3 | 地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施(PDCAサイクル) | 5 | |
| 4 | 地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築 | 5 | |
| 5 | 災害時要援護者の実態把握 | 2 | |
| 2. | 権利擁護業務 | 8.7 | |
| 1 | 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進 | 3 | |
| 2 | 高齢者虐待の防止および対応 | 5 | |
| 3 | 消費者被害の防止および対応 | 5 | |
| 3. | 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 8.7 | |
| 1 | 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携 | 5 | |
| 2 | 個々の介護支援専門員へのサポート | 3 | |
| 3 | 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携 | 5 | |
| 4 | 介護予防ケアマネジメント業務 | 8.7 | |
| 1 | 介護予防における基本視点 | 4 | |
| 2 | 二次予防事業対象者への基本視点 | 4 | |
| 3 | 指定介護予防支援事業における基本視点 | 5 | |
| 5 | . 運営体制 | 8.8 | |
| 1 | 運営における基本視点 | 5 | i |
| 2 | センターの組織マネジメントとリスクマネジメント | 4 | |
| 3 | 専門職種のチームアプローチ | 5 | |
| 4 | 人材育成 | 4 | |
| 5 | 事業計画と評価 | 4 | H |



地域包括支援センター名:地域包括支援センターかみじ荘

地域包括支援センター名 地域包括支援センターあさひ

| | 評 価 項 目 | 合計評 (10点 | |
|----|---------------------------------------|-------------|-----|
| | 計 順 埃 日 | | 前年度 |
| 1. | 総合相談支援業務 | 7.2 | |
| 1 | 潜在的な要援護者の実態把握 | 4 | |
| 2 | ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助 | 5 | |
| 3 | 地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施(PDCAサイクル) | 3 | |
| 4 | 地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築 | 3 | |
| 5 | 災害時要援護者の実態把握 | 3 | |
| 2. | 権利擁護業務 | 8 | |
| 1 | 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進 | 3 | |
| 2 | 高齢者虐待の防止および対応 | 5 | |
| 3 | 消費者被害の防止および対応 | 4 | |
| 3. | 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 8.7 | |
| 1 | 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携 | 4 | |
| 2 | 個々の介護支援専門員へのサポート | 4 | |
| 3 | 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携 | 5 | |
| 4. | 介護予防ケアマネジメント業務 | 8.7 | |
| 1 | 介護予防における基本視点 | 4 | |
| 2 | 二次予防事業対象者への基本視点 | 4 | |
| 3 | 指定介護予防支援事業における基本視点 | 5 | |
| 5. | 運営体制 | 8.4 | |
| 1 | 運営における基本視点 | 5 | |
| 2 | センターの組織マネジメントとリスクマネジメント | 3 | |
| 3 | 専門職種のチームアプローチ | 5 | |
| 4 | 人材育成 | 4 | + |
| 5 | 事業計画と評価 | 4 | |



地域包括支援センター名 地域包括支援センターあさひ

平成26年度
地域包括支援センター運営方針
及び活動計画について

平成26年10月22日(水) 鶴岡市健康福祉部長寿介護課 地域包括支援センター

平成26年度 鶴岡市 地域包括支援センター運営方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活をおくることができるように、高齢者の状態の変化に応じて、医療と介護の連携をはじめ、介護保険外を含めた様々な生活支援サービスが、 日常生活の場で受けられる地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域包括支援センター機能を 強化する。

1. 地域ケア会議(個別会議)の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進 平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題 の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実 施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。

2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進

二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、 日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行 う。

3.要支援者の自立支援の推進

自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。

サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に向けたマネジメントを行う。

4.総合的な相談支援の確立

高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、 適切な相談支援に繋げる。

5.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発

認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。

6.ケアマネジメントの質の向上・平準化

高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。

7.災害時要援護高齢者の把握と救援支援

地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。

8.認知症施策の推進

認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知症ケアパスの作成に取組み、日常生活圏域ご との社会資源把握、地域課題の把握を行う。

また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機 関とのコーディネートに努める。

| | 平成2 | 26年度 地域包括支援 | ミセンター | 運営活動 | 协計画書 | |
|-----------------------------|---|--|-----------------------|-----------------|---|--|
| | 地域包括支援センター名: | 鶴岡市地域包括支援も | ニンター | | 管理者名: | 菅原 繁 |
| | | | <u> </u> | 具体自 | 的 事 業 | <u>I</u> |
| 重点事項 | 重点活動方針 | 全市 | | 時期 | 1 | |
| 施と地域包括ケア ネットワーク体制 の推進 | 平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、地域を実施し、地域課題の把握にめ、地域包括ケア会議等をはじめ、地域包括ケアトワーク会議等を断げて会談等をしています。 がある。地域包括ケアト会がでの小単位生活圏域で医療・どの小単位生活地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。 | ①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 | 4/16 | 毎月通年 | 題の把握、近 スの情報共和 ②第一学区 じ、地域課題を行う。・町内会単位域の高齢者。 ち実態を知る | の「絆プロジェクト」の取り組みを追る で把握と見守り体制構築の支援 で健康・予防講座を開催し、地 と顔の見える関係づくりを図りなか |
| | | ③医療と介護の連携企画 会議の開催 | 年5回 | 年3~4回 | ・地域ケア会 | 議の周知と定例開催に努める。 |
| | | 金医療と介護の連携研修会の開催 | 8月、11月頃 | 8月、11月 年7~8回 | 療と介護の選る。 ・行政ミーティ | 支援事業所部会等と協働して「医 連携の研修会・会議」等を開催す イングを通し、医師会・ほたる・保 根交換、連携を図る。 |
| | 二次予防事業対象者等が | ①二次予防事業対象者の | | 随時 | | 開催がない町内会に対して、二 |
| 応じた介護予防の 推進 | 要介護状態になることを予防するために、介護予防の 意欲を喚起し、日常生活で の取組みが継続するよう支 援を行い、自立支援に向け た適切なケアマネジメント を行う。 | ケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 3保健師等の内部研修 | 随時 6月 9月 12月 | 随時 | やマネジメン ②サロンや町 査や介護予 防の意識を高 | |
| 3.要支援者の自 立支援の推進 | 自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだ | ①介護予防サービス支援 計画表事例集の作成 | 6月 | 通年 | ①エリア内のに活用する。 | 地域資源を把握し、マネジメント |
| | けでなく、個人のニーズに 応じたインフォーマルサー ビス等を活用した目標型ケ アマネジメントを行う。 | ②地域資源情報一覧の作 成 | 2月 | 通年 | | 定してサービス未利用者の実態把 上次予防事業に繋げるなどのマネ う。 |
| | | | | 通年 | ③直営包括。 括及び調整 | として、予防マネジメント業務の統 を行う。 |
| 4.総合的な相談 支援の確立 | 高齢者等の様々な相談にワ ンストップで応じ、適切に 保健・医療・福祉サービ | ①各種相談をワンストップ で受付け、専門職がチーム で支援を行う。 | 随時 | 通年 | ①機会をとら介を積極的に | えて地域包括支援センターの紹 こ行う。 |
| | ス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。 | ②学区社協や民生委員定 例会議にて要援護高齢者 の情報共有 | 随時 | 通年 | | た相談に対して3専門職で情報共 果的な対応を検討しながら、速や 図る。 |
| | | ③地域包括支援センター の周知を図りながら、潜在 している要援護者の掘り起 | | 通年 | 協働した対応 | |
| | | しに努める。 | | 通年 | ④必要に応じ 有を図る。 | こて地域ケア推進担当者と情報共 |
| | | | | 通年 | | 修会・事業等に積極的に参加し、 こ努め要援護者の早期発見、支 |

| 5. 高齢者の権利 擁護に関する普 及・啓発 | 認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。 | ①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会 の実施 ③権利擁護関係マニュア ル等の見直し | 9月 7月 11月 5月~1月 | 9月 随時 通年 通年 | ①全市事業を通して高齢者虐待・成年後見制度・消費者被害防止について普及・啓発を図る。 ②高齢者虐待等のケースの対応検証を行い、職員の資質向上を図る。 ③権利擁護が関わる支援困難ケースについては専門職で総合的に検討する。 ④権利擁護関係業務の統括及び調整を図る。 |
|------------------------------|---|---|---|----------------------|--|
| 平準化 | 高齢者の自立事業と連携に向り 高齢者の自立事業者連携を 自立事業等等を をときの 高齢護療機関を 高齢で 高齢で 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 | ①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の支援をの開催 ⑤介護支援専門員の支援 困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討 | 随時 6,7月頃 年3回 年3回 随時 7月頃~ | 随時 | ①担当エリアの居宅介護支援事業所の訪問等を通し、介護支援専門員の実態把握に努め、相談はワンストップで受け止めながら、必要時同行訪問する等支援を行う。 ②直営包括として、市全体の事業が、円滑に推進できるよう調整及び支援を行う。 |
| | 地域防災組織等で作成する 要接護高齢者の災害時避難 支援体制・救援体制につい て情報収集し支援する。 | ①災害時避難場所の周知 と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災 害時の支援 | 随時·通年 | 通年 通年 9月まで | ①地域の災害時対応・体制を把握し、必要な支援の提供及び関係機関との調整を図る。 ②「絆プロジェクト」による要援護者の把握とマップ作製の支援を行う。 ③火災、風水害等の小規模災害の支援制度・体制の確認を行う。 |
| 8. 認知症施策の 推進 | 認知症施策推進5ヵ年計画 に盛り込まれている認知症 ケアパスの作成に取組み、 日常生活圏域ごとの社会資 源把握、地域課題の把握を 行う。また市で新たに配置 する認知症地域支援推進員 と連携して、医療機関をは じめとする各種支援機関と のコーディネートに努め る。 | ①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の 開催 ④認知症患者家族に対す る個別相談の実施 | 6月頃 一 年6回 随時 | 6月頃~ 随時 随時 | ①第一学区認知症ケアパスの作成に取り組むと共に、各関係団体への周知を図りながら市全体の認知症ケアパスを作成する。 ②認知症連絡箋を積極的に活用しながら、関係機関等との連携・調整を図る。 ③認知症患者家族教室の周知に努め、実施機関の調整を図る。 ④認知症連絡箋、家族教室などを利用して個別相談に対応する。 |

平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書

鶴岡市社会福祉協議会

地域包括支援センター名:

地域包括支援センター

管理者名: 万年 由美

| | | 具 体 的 事 業 | | | | | |
|---|---|--|------------------------------|----------------------|--|--|--|
| 重点事項 | 重点活動方針 | 全市 | | 時期 | 各センター(内容、時期・回数等) | | |
| 1. 地域ケア会議 (個別会議) の実 施と地域包括ケア ネットワーク体制 の推進 | 平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域思題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、またがの医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。 | 推進担当者会議、ネット ワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画 会議の開催 | 4/16 随時 年5回 8月、11月頃 | 通年随時 | ①地域ケア推進担当者会議、地域ケアネットワーク会議、地域ケアネットワーク会議、地域ケア会議を必要に応じて開催し、課題把握と解決に向けた取り組みを地区組織と協働で実施する。②民生委員個別訪問(課題の聞き取り)、家族介護者アンケート結果報告(区長会、民委定例会、地域福祉委員会等)など、住民の意識や課題に即して地域ごとの取り組みを行う。 ③医療と介護の連携に関わる各種研修会等に参加する。 | | |
| | 二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。 | ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の 拡大 | 随時 随時 6月 9月 | 通年 年6回以上 通年 | ①二次予防対象者への電話・訪問による実態把握や啓発、参加者への習慣継続と意欲維持に向け支援する ②地域のサロンや健康教室での介護予防講座を各支所で1回以上実施し、健康チェックを行う ③介護予防業務に関するテーマ毎に関係者との連携を図りながら情報を整理する | | |
| 3. 要支援者の自 立支援の推進 | 自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。 | ①介護予防サービス支援 計画表事例集の作成 ②地域資源情報一覧の作成 | 12月 6月 2月 | 随時 | ①事例集や地域資源情報をケアマネジメントに必要な情報として集 約、提供し、関係機関や個別相談時に活用する | | |
| 4.総合的な相談 支援の確立 | 高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保 健・医療・福祉サービス、報 は各種制度に繋ぎ、総合を の拠点として機能の充実を る。潜在している要援 者を早期に発見し、 適切な相 談支援に繋げる。 | ムで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者の掘り起しに努める。 | 随時随時 | 随時 通年 随時 8月 | ①個別訪問や民生委員からの情報 提供などにより、潜在している要援 護者を把握し、必要な支援につな げる。 ②地域内関係組織との連携を強化 し、周知活動の場をより多く持てる ようにする。 ③庁舎保健師、福祉センターの各 事業に同行しチラシなどを用いて 包括周知、認知症関連の啓発を行 う。 ④介護保険活用研修会(櫛引地 区:四者共同、強化地区1地区指 定) | | |

| | | | 0.17 | 随時 | ①エリア内他法人居宅等に権利擁 |
|------------------------------|--|---|-----------------------|-----------|--|
| 5. 高齢者の権利 擁護に関する普 及・啓発 | 認知症高齢者等の権利擁護 を図るため、関係機関と連携 し、成年後見制度の利用促進 及び高齢者虐待防止・早期発 見について普及・啓発活動に 努める。 | ①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会 の実施 ③権利擁護関係マニュア ル等の見直し | 9月 7月 11月 5月~1月 | 年2回 随時 | 護等に関する研修を行う。 ②事例を用いた振り返り研修を行い、資質向上を図る。 ③サロンや介護予防教室などで高齢者の権利擁護に関する啓発を行う |
| 6. ケアマネジメ ントの質の向上・ 平準化 | 高齢者の自立支援に向け、介医も 護保険事業者連絡協議会と主 療機関等と連携接資 で、居支援で専門より、 で、選支援を関係を主 で、関係を強化する。 介護支援専門し、で がで が、大の技術的 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 | ②介護支援専門員スキル アップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家 会議の開催 ④居宅介護支援事業所主 任介護支援専門員の資質 向上研修会の開催 | 6,7月頃 年3回 年3回 | 随時 | ①介護支援専門員に包括が相談窓口であることの周知を図り、必要に応じ個別の支援を行う。 ②介護支援専門員と情報交換や事例検討会、ケアプラン点検等の研修を行い、連携の強化と資質の向上を図る。 |
| 7. 災害時要援護 高齢者の把握と救 援支援 | 地域防災組織等で作成する要 接護高齢者の災害時避難支援 体制・救援体制について情報 収集し支援する。 | | 随時・通年 | 通年 | ①安心カード設置推進の活動を通して高齢者の状況を確認し、各地域・町内会等の防災体制を把握する。 ②法人本部の緊急対応体制を確認し包括の緊急時対応マニュアルの見直しを行う。 |
| 8. 認知症施策の 推進 | 認知症施策推進5ヵ年計画に なり込まれている認知知知を がスの作成にの社会資源の 活域で、との把握をするのに 地域で新たに配置と連携しる各下 域機関をのコーディネートに 療機関とのコーディネートに 接機関とのコーディネートに が変数のる。 | ④認知症患者家族に対す る個別相談の実施 | 6月頃~ 年6回 随時 | 随時随時 | ①医療機関、コーディネーターと連携し、ケアパスに関する情報整理や情報交換を行う ②物忘れ相談医の周知、連絡箋による早期受診勧奨を心がける ③家族教室の周知及び、サポーター養成講座等による啓発(相談窓口や医療機関等含)を行う ④関係機関と連携し個別相談時の迅速な対応を心がける |

| 平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書 | | | | | | |
|----------------------------------|---|---|------------------------------|-----------------------------|---|--|
| | 地域包括支援センター名: | 地域包括支援センター | -つくし | | 管理者名:長谷川 典子 | |
| 重点事項 | 重点活動方針 | 具体的事 | | 業 各センター(内容、時期・回数等) | | |
| (個別会議)の実 施と地域包括ケア ネットワーク体制 | 平成26年度から地域ケア施とは域ケア施と、個別会議、の個別会議、関題を表議、個別会議、課題を表し、して、ののでは、地域を実施を表し、地域を表し、地域を表し、地域を表し、地域を表し、地域を表し、地域を表し、地域を表し、といい、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | ②地域ケア会議、地域ケア 推進担当者会議、ネット ワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画 会議の開催 | 4/16 随時 年5回 8月、11月頃 | 随時随時 | ・地域ケアネットワーク会議を町内会単位で開催、地域の課題を整理し住民との共通認識を図る。 ・地域ケア個別会議を行い、地域住民同士の助け合いの輪を広げる。 ・担当地区民生児童委員の定例会へ参加し、連携強化を図る。 | |
| 2. 一人ひとりに 応じた介護予防の 推進 | 要介護状態になることを予 | 拡大 | 随時 6月 9月 12月 | 随時 | ・担当地区保健師及び住民と連携を図り健康講座等の企画運営を積極的に行う。・二次予防事業対象者で事業不参加の人に対して生活機能チェック項目からリスクの高い人に訪問等で介入する。特に認知症と閉じこもりにチェックがある人について状況確認していく。 | |
| 3. 要支援者の自 立支援の推進 | 自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。 | ②地域資源情報一覧の作 | 6月 | 通年随時 | ・審査会結果で要支援と認定された方の状況を確認し、生活機能の改善を実現するための適切なサービスの調整や介護予防事業へつなげる。 ・委託事業所が作成したプランについては担当者会議等に出席しマネジメントに対する助言・指導を行う。 | |
| 4.総合的な相談 支援の確立 | 高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サ繋ぎ、経合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在して形態の変援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。 | ムで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定 例会議にて要接護高齢者 の情報共有 ③地域包括支援センター | 随時 | 随時 6月 8月 10月 1月 | ・高齢者世帯へ訪問し、判断能力を欠く常況にある人の発見に努める。 ・担当地区の健診時に相談窓口を設置し相談しやすい体制づくりを行う。 | |

| 5. 高齢者の権利 擁護に関する普 及・啓発 | 認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。 | ③権利擁護関係マニュア | | 随時随時 | ・一人暮らし等の会食交流会や地域ケアネットワーク会議等でパンフレットを配布し成年後見制度の周知を行う。 ・第三学区社会福祉協議会と連携を図り、福祉協力員に高齢者虐待防止についての勉強会を企画する。 ・担当地区民生児童委員の定例会へ参加し、高齢者虐待防止等についての周知を行う。 |
|------------------------------|---|---|----------------------|-----------|--|
| ントの質の向上・ 平準化 | 質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の 把握に努めるとともに介護 | ②介護文援専門貝スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 | 6, 7月頃 年3回 年3回 | 下半期 | ・指定介護予防ケアマネジメント 業務を委託している居宅介護 支援事業所との意見交換会を行い、情報を共有し相談しやすい 関係づくりを図る。 |
| 7. 災害時要援護 高齢者の把握と救 援支援 | 地域防災組織等で作成する 要援護高齢者の災害時避難 支援体制・救援体制につい て情報収集し支援する。 | ②地震、風水害などの災 | 随時·通年 | 随時 下半期 | ・民生委員と介護支援専門員と 連絡をとり、速やかに情報交換 を行い災害対策マニュアルに 沿って対応する。 ・災害対策マニュアルを年度末 更新する。 |
| 8 辺知症施策の | | ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の 開催 ④認知症患者家族に対す | 6月頃 年6回 随時 | 随時 | ・認知症サポーター養成講座を行い正しい情報を伝え専門医またはもの忘れ相談医への早期受診へ繋げる。 ・認知症ケアパス等の研修会や勉強会などに参加し知識を高める。 |

| 平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書 | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|------------------------------|----------------------------------|--|--|
| | 地域包括支援センター名: | 健楽園地域包括支援1 | ニンター | | 管理者名: | 佐藤 規子 |
| 重点事項 | 重点活動方針 | 具 | | 体的事 | 体的事業 | |
| ±2/11/7/ | 至州间郊沙口 | 全市 | T | 時期 | | (内容、時期・回数等) |
| (個別会議)の実 施と地域包括ケア | 平成26年度から地域ケケア施を地域を議(個別会議)を解決をは、している。 地域を解決をは、している。 地域を解決をは、地域を解決をは、地域を関係をできる。 地域を発展して、いる。 は、いる。 は、い。 | ①地域ケア推進担当者合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 | 4/16 随時 年5回 8月、11月頃 | 年10回 年4回、随 時 年2回 年2回 | 地域の課題を かっまり かっまり かっまり かっまり かっき | 議の実施から、個別のり、地域の課題を把握 帯訪問を通して、学区で地域ケアネットワーク 、ネットワークの構築、 |
| 2. 一人ひとりに 応じた介護予防の 推進 | 二次予防事業対象者等が 要介護状態になることを予 防するために、介護予防で 意欲を喚起し、日常生活支 の取組みが継続するよう支 援を行い、自立支援に向け た適切なケアマネジメント を行う。 | 会の開催 ①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③保健師等の内部研修 | 随時 6月 9月 12月 | 通年 | 加認二び ②基の独要施の独要施の部と 一条 できる できる できる できる できる できる できる かん できる できる できる できる かん できる かん | :帯訪問や訪問相談(必 て基本チェックリストを実 :回答の方への状況確 |
| 3.要支援者の自 立支援の推進 | 導し、予防給付サービスだ | 们 四 久 争 / 1 未 * / 1 F / / / | 6月 | 通年 | 態把握訪問を 切な支援につ ②予防給付サ 援に向け、イン マネジメントを | ービス利用者の自立支 /フォーマルも活用した |
| 4.総合的な相談 支援の確立 | 総合相談の拠点として機能 の充実を図る。潜在してい る要援護高齢者を早期に発 | ムで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定 例会議にて要援護高齢者 の情報共有 ③地域包括支援センター の周知を図りながら、潜在 | 随時 | 通年 | 係機関との連 た各種研修に め、センターグ 討会、地域ケン ケース検討を行 ②民協定例会 共有。地域に | においては情報収集、 出向いた際や地域の広 広報誌においてはPR, |

| 5. 高齢者の権利 擁護に関する普 及・啓発 | 認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。 | ①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会 の実施 ③権利擁護関係マニュア ル等の見直し | 9月 7月 11月 5月~1月 | 随時 | ①民協定例会において成年後見制度利用促進や、高齢者虐待防止、早期発見の啓発を行う。 ②地域のサロン等においては、消費者被害予防の啓発活動に力を入れる。 |
|------------------------------|--|---|---|----|--|
| 6. ケアマネジメ ントの質の向上・ 平準化 | 介護支援専門員のケアプラ | ①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家 会議の開催 ④居宅介護支援事門員の支援 任介護支援専門員の支援 向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援 困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュ アルの検討 | 随時 6,7月頃 年3回 年3回 随時 7月頃~ | 随時 | ①担当地域の居宅支援事業所訪問を通して、地域や介護支援専門員の課題把握に努める。また情報交換会や勉強会等を行い連携強化、資質向上を図る。 ②居宅介護支援事業所からの支援困難ケースの対応には、関係機関と連携を図るなどし、解決に向けて一緒に支援する。 |
| 7. 災害時要援護 高齢者の把握と救 援支援 | 地域防災組織等で作成する 要援護高齢者の災害時避難 支援体制・救援体制につい て情報収集し支援する。 | | 随時·通年 | | ①独居高齢者世帯訪問時に避難場所、避難方法などを確認し、必要な情報提供を行う。 ②災害時の安否確認と支援。 ③災害時対応マニュアルの見直し |
| 8. 認知症施策の 推進 | 認知症施策推進5ヵ年計画症に強力を強力を変化を変化している。 おり込まれている。 おいまれのでは、日常生活とのでは、日常生症、といるのでは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然の | ④ 総 却 և 思 有 多 族 に 刈 り | 6月頃 一 年6回 随時 | | 認知症ケアパスについて理解し、 ①総合相談や、関係機関からの情報 提供等により認知症等に関する相談 情報連絡箋の活用やもの忘れ相談 医へつなぎ、早期受診、早期対応が できる。 ②認知症患者家族教室参加の勧奨 と、担当保健師と連携し支援につな げる。 |

| | 平成26年月 | 度 地域包括支援セン | ター運営 | 活動計画 | 画書 |
|-----------------------------|---|---|------------------------------|---------------------------------|---|
| | 地域包括支援センター名: | 永寿荘地域包括支援も | ニンター | | 管理者名: 清和 ゆう |
| 重点事項 | 重点活動方針 | | 具 | 体 的 事 | 業 |
| | | 全市 | | 時期 | 各センター(内容、時期・回数等) |
| (個別会議)の実 施と地域包括ケア | 平成26年度から地域ケア 会議(個別会議)を解決を し、して 自立支援・課題解決を はじめる。地域包括ケア内 がある。地域で がある。地域で がある。地域で がある。地域で を がりワー単位生活圏域で 療 を に に と の は に と の 、 と の 、 と の 、 と の 、 と の 、 と の 、 と の 、 と の 、 と の 、 と の 、 と の 、 と の と り 、 に と に と 、 と 、 と 、 と に と 、 と 、 と 、 と 、 | ①地域ケア推進担当者会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催 | 4/16 随時 年5回 8月、11月頃 | 月1回·適 宜 随時 年1~2回 適宜 | ○地域ケア推進担当者会議を定期開催し、課題の把握と情報交換を行う。 ○民協の定例会や地域の行事に参加し、情報収集と情報の共有化を図る。 ○学区・地区社協と連携して、地域ケアネットワーク会議を開催しネットワークの構築に努める。 ○町内会単位での個別の地域ケア会議を行い、顔の見える関係づくりと地域課題の把握に繋ぐ。 |
| 2. 一人ひとりに 応じた介護予防の 推進 | 要介護状態になることを予防するために、企業予防の | 拡大 | 随時 随時 6月 9月 12月 | 通年 4月 通年 | ○二次予防事業対象者の事業参加のマネジメントを行い、予防の啓発に努める。 ○基本チェックリストにおいてセンター内での基準を決め、電話や訪問で介入する。 ○地域推進担当者でチラシを作成、地域の老人会・サロンの責任者へ送付し予防講座の啓発を行う。 ○地域のサロン・老人会で基本チェックリストの実施拡大。 ○認知症等の連絡箋の使用についてセンター内での周知の機会をつくり、使用件数を増やす。 |
| 3.要支援者の自 立支援の推進 | 自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。 | | 6月 | 適宜 | ○包括内部・外部の研修によりケアマネジメント資質向上を図る。 ○担当エリアでの地域資源情報の収集を行い、一覧の作成に向け取り組む。 |
| 4.総合的な相談 支援の確立 | 高齢者等の様々な相談にワンス村ので応じ、適切で応じ、適切でにない。 適切にに保健・医療・制度として状態の充実を図る。潜在して表にの充実を図る。潜を早期にの要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。 | ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在 | 随時随時 | 通年 通年 5月作成 通年 | ○関係機関と連携・情報共有を図り、協働した対応ができるようにする。 ○地域ケア推進担当者や民生委員等との情報共有を行い、地域に潜在している要援護者の把握に努め対応していく。 ○地域包括のチラシを作成し、地域の行事等に参加の際に配布したり、学区内の医療機関に設置する等、周知活動を続ける。 |

| | | | | 通年 | ○要支援の未利用者の電話での実 |
|------------------------------|---|--|--------------------|-------|--|
| | | ①全市対象研修会の開催 | 9月 | XE 1 | 態把握を行う。(更新時期・半年後) |
| 5.高齢者の権利 擁護に関する普 | 建協し、以中仮允刑及の利 | ②社会福祉士内部研修会 の実施 | 7月 11月 | 6月 | ○認知症サポーター講座の開催で認 知症の正しい情報を伝える |
| 雅渡に関りる百 及・啓発 | 用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。 | ③権利擁護関係マニュア ル等の見直し | 5月~1月 | | |
| | | ①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家 | 随時 6,7月頃 年3回 | 通年 | ○担当エリアの居宅介護支援事業所 や小規模多機能の介護支援専門員 ヘマネジメントに必要な情報提供を 行いながら、相談しやすい関係をつく る。 |
| 6. ケアマネジメ ントの質の向上・ 平準化 | 質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラ | 任介護支援専門員の資質 | 年3回 | 随時 | ○支援困難ケースについては、関係 機関と連携を図りながら、解決の方向 に向け、支援する。 |
| T416 | ン内容等を検証し、課題の 把握に努めるとともに介護 | ⑤介護支援専門員の支援 困難事例等に対する支援 | | | (日門7)、人政)の |
| | 保険制度の健全かつ円滑な 運営及びケアマネジメント の技術的向上に取組む。 | ⑥支援困難事例等マニュ アルの検討 | 7月頃~ | | |
| | | ①災害時避難場所の周知 と避難支援体制の確認 | | 年度末まで | ○担当地域の災害時の避難場所や 体制等のについての現状を把握す る。 |
| 7. 災害時要援護 高齢者の把握と救 援支援 | 地域防災組織等で作成する 要援護高齢者の災害時避難 支援体制・救援体制につい | ②地震、風水害などの災 害時の支援 | 随時·通年 | | 。。 ○地域の現状を把握後、地域の中で 包括が出来る支援についてセンター 内での検討する。 |
| 16 X 16 | て情報収集し支援する。 | | | | ○災害時対応マニュアルの作成 |
| | | ①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の | 6月頃~ 随時 年6回 | 通年 | ○認知症ケアパスの研修を受けて、学ぶ。 |
| | 認知症施策推進5ヵ年計画 に盛り込まれている認知症 | ④認知症患者家族に対す | 随時 | 通年 | ○物忘れ相談医の紹介や認知症等 |
| 8. 認知症施策の | ケアパスの作成に取組み、 日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を | る 個別相談の美施 | 随中 | | の連絡箋を活用し、早期受診に繋げ る。 |
| 推進 | 行う。また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機関とのコーディネートに努める。 | | | 通年 | ○認知症患者家族教室での情報や 個別相談の意向があった方への早期 面談の実施と問題解決への支援を行 う。 |
| | | | | | |

| | 平成26年月 | 度 地域包括支援セン | ター運営 | 常活動計 画 | i書 | |
|-----------------------------|---|---|------------------------------|---------------|--|---|
| | 地域包括支援センター名 | S:しおん荘地域包括支援セ | ンター | | 管理者名: | 佐藤 瑞紀 |
| | | | B | 体的事 | ** | |
| 重点事項 | 重点活動方針 | 全市 | | 時期 | 1 | |
| (個別会議)の実 施と地域包括ケア | 平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、個別会議とはじめ、地域短標とはじめる。地域包括ケア内の小単位との小単位と地域のの小単位と、地域のの大きき、福祉・保健にはない。地域を接続を表し、を表して、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | ①地域ケア推進担当者会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催 | 4/16 随時 年5回 8月、11月頃 | 随時 | ○地域ケア推注 ケースの検討ペ ○地域ケア個別 ○地域ケアネッ ○民生定例会 団体等の会議 し、連携を深め 一の西郷安心か 新規等の後は 区においては | 性会議を開催し、個別 ☆地域課題を探る。 別会議の開催。 小ワーク会議の開催。 や地域における各種 に参加し、情報共有を |
| 2. 一人ひとりに 応じた介護予防の 推進 | 要介護状態になることを予防するために、介護予防の | 拡大 | 随時 6月 9月 12月 | 随時6.9.12月 | トを行い、支援 サロンや老人/ 講座を開催。特 の所には地区: がら重点的に問 の専門職の内 | プブ等での介護予防 別に過去二年で未実施 担当保健師と連携しな 別催を働きかけ、基本 |
| 3.要支援者の自 立支援の推進 | 自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。 | | 6月 | 6.2月 | 域資源情報の 地域のインフォ く。 支援認定者へ | ービス計画事例集と地 内容を確認しながら、 ーマルを把握してい ○要 のサービス利用意向確 りに実態把握を行う。 |
| 4.総合的な相談 支援の確立 | 高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、経合相談の拠点としてビス、総合相談の拠点としてして変を図る。潜在して発護高齢者を早期に繋見し、適切な相談支援に繋げる。 | ムで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定 例会議にて要援護高齢者 の情報共有 ③地域包括支援センター | 随時 | 随時 | 積極的に包括 種相談におい 内容の検討を をはかりながら ○各種相談に | 7、法人広報等活用し、 の周知を図る。 〇名 て、専門職種間で相談 行い、関係機関と連携 迅速に対応する。 適切に対応できるよう 、て資質向上を図って |

| 5. 高齢者の権利 擁護に関する普 及・啓発 | 認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。 | ①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会 の実施 ③権利擁護関係マニュア ル等の見直し | | ○高齢者の権利擁護に関する研修・ 勉強会等を開催し、制度の普及や啓 発を行う。 ○権利擁 護業務の専門職としての知識を習得 し、資質向上に努める。 |
|------------------------------|---|---|-------------------------|--|
| | ン内容等を検証し、課題の 把握に努めるとともに介護 | ①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家 会議の開催 ④居宅介護支援事業所主 任介護支援専門員の支援 向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援 困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュ アルの検討 | 6, 7月頃 年3回 年3回 | ○介護支援専門員の個別の相談対応を行い、支援困難事例においては必要時同行訪問等行う。 ○制度やケアプランに係る情報提供。 ・制度やケアプランに係る研修等の情報提供を行い、介護支援専門員の資質向上につながるような支援をする。 |
| 7. 災害時要援護 高齢者の把握と救 援支援 | 地域防災組織等で作成する 要援護高齢者の災害時避難 支援体制・救援体制につい て情報収集し支援する。 | | 随時·通年 | ○担当区のハザードマップ、災害時の避難所避難所や避難経路の確認を行い、担当区の災害マニュアル等の情報収集を行う。 ○民生や居宅介護支援事業所と連携し、要援護独居高齢者の安否確認を支援。 |
| 8. 認知症施策の 推進 | 認知症施策推進5ヵ年計画症5ヵ年計画症5ヵ名認知なり込まれて成して取れた成とのでは、日常地域ででは、日常性症がでは、日常性症が、自然を表現がある。というでは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般の | ①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の 開催 ④認知症患者家族に対す る個別相談の実施 | 6月頃~ 随時 年6回 随時 | ○認知症施策やケアパス作成に係る 包括内部での共通認識をもつ。○ 連絡箋を積極的に活用し、認知症患 者家族を支援する。 教室参加者で個別相談希望があった 際(通常相談も含め)には迅速に対 応し、関係機関と連携しながら適切に 支援していく。 ○認知症サポーター養成講座の開 催を行い、地域での認知症に対する 理解を深める。 |

| | 平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書 | | | | | |
|-----------------------------------|---|--|------------------------------|--|--|--|
| | 地域包括支援センター名: | 地域包括支援センターふじ | しま | | 管理者名: | 小野寺 陽子 |
| 重点事項 | 重点活動方針 | | 具 | 体 的 事 | 業 | |
| 里点ず快 | 里点伯男刀叫 | 全市 | T | 時期 | 各センター | (内容、時期・回数等) |
| (個別会議) の実 施と地域包括ケア ネットワーク体制 | 平成 2 6 年度から地域ケア を実践(個別会議)をを実施し、はの表議、(個別会議・課題解決を し、自立支援・課題の把する。 はじめる。地域包括ケ町内会議を がの一ク会議等と関めのの小単位と、は がのの小単位と、またがる。 にまたがるを職種による を選挙を制の構築を 図る。 | ②地域ケア会議、地域ケア 推進担当者会議、ネット ワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画 | 4/16 随時 年5回 8月、11月頃 | ①適宜 ②毎月 ③年6回 ④毎月 ⑤2回×2 ⑥年2回 | ②地域ケア♪ ③地区別地域 ④地域ケア推 ⑤地域ケアネ ・中学 | 議(個別会議)の開催 ふじしま連携会議の開催 なケア会議の開催 進担当者会議の開催 ットワーク会議開催 校区2回 学校区(重点地区)2回 引業医師との連携会議 |
| 2. 一人ひとりに 応じた介護予防の 推進 | 要介護状態になることを予防するために、介護予防の | 拡大 | 随時 随時 6月 9月 12月 | 通年 | ント ②事業中断者 ③事業を卒業 活動 ④介護予防者 防活動とチェ | した方のリスト作成、訪問 対室等を活用した介護予 |
| 3. 要支援者の自 立支援の推進 | 自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。 | | 6月 | 通年 | 切なケアマネ | マルサービスを含めた適 ジメントを行う ケアマネジメントへの積極 |
| 4.総合的な相談 支援の確立 | フ フルタ 毎 制 亩 に 穀 ギ | ムで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定 例会議にて要援護高齢者 の情報共有 ③地域包括支援センター | 随時 | ①適宜 ②適宜 ③毎月 ④適宜 ⑤年4回 | ②受けた相談の展開 ③民協定例会極的な情報収 ④地域包括支 | を援センターの周知と地域 提供を積極的に行う |

| 5. 高齢者の権利 擁護に関する普 及・啓発 | 認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。 | ②社会福祉士内部研修会の実施 | | ①年4回 ②適宜 | ①広報等を活用して継続的に権利擁護の普及啓発活動を行う ②権利擁護事業へスムーズにつなげるために社会福祉協議会、市との連携、協働に努める。 |
|------------------------------|--|---|-----------------------|-------------|--|
| | 高齢者の自立支援に向は議会と妻連携に向は議会をともにの自立支援を終める。 や医療機関等とも護支援をもに介護支援をともに介護する。 から 大き は 中間 から は 中間 がった は 中間 がった は 中間 がった は 中間 がった は から は か | ③ケアプラン検証専門家 会議の開催 ④居宅介護支援事業所主 任介護支援専門員の資質 向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援 困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュ | 6, 7月頃 年3回 年3回 | 通年 | ①困難事例を含む介護支援専門員への相談対応 ②地域ケア会議開催により困難事例への対応を通し介護支援専門員の支援を図る ③介護支援専門員に対し最新情報の提供、アドバイス |
| 7. 災害時要援護 高齢者の把握と救 援支援 | 地域防災組織等で作成する 要援護高齢者の災害時避難 支援体制・救援体制につい て情報収集し支援する。 | | 随時·通年 | 通年 | ①災害時に安否確認が必要な方のリスト作成 ②自然災害等により被害に応じた安否 確認 |
| 8. 認知症施策の推進 | 認知症施策推進5ヵ年計画に に立ている認知ないの作成に取組みで でアパスの作成にとの社会を でアパスので成でとのでは、 日常生活圏域ごとのとでは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででする。 ででは、 ででする。 ででする。 ででは、 ででする。 ででするを ででするを ででするを ででするを ででするを ででするを ででするを でですると でですると でですると でですると ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででできる。 ででする。 でででする。 でででする。 ででする。 ででする。 でででする。 でででする。 でででする。 ででですでででする。 でででする。 でででする。 ででででででする。 でででする。 でででする。 でででででででです。 ででででででででででででででででででででででででで | ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の 開催 ④認知症患者家族に対す | 6月頃 ~ 年6回 随時 | 通年 | ①認知症に係る個別の相談支援の実施 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室への参加勧奨 ④地域における認知症についての情報発信と教育活動 ⑤社会資源の掘り起し、情報収集等により地域を知る。 |

| | 平成26年月 | 度 地域包括支援セン | ター運営 | 活動計画 | 事 | |
|-----------------------------|---|---|------------------------------|----------------|---|--|
| | 地域包括支援センター名: | 地域包括支援センターア | かみじ荘 | | 管理者名: | 長南くに子 |
| 重点事項 | 重点活動方針 | 全市 | 具 | 体 的 事 時期 | 1 | (内容、時期·回数等) |
| (個別会議)の実 施と地域包括ケア | 平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、6年度から地域ケア施し、6年度がら地域を実施し、6年間の大学・課題解決をはじめ、地域包括ケア会会議等を町内ではからる。地域包括ケア会会議等を関係を1年では、1年間が1年では、1年間が1年では、1年間が1年では、1年間が1年では、1年間が1年では、1年間が1年では、1年間が1年では、1年間が1年では、1年間が1年では、1年間が1年では、1年間が1年では、1年間が1年では、1年間が1年によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに | ①地域ケア推進担当者会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画 | 4/16 随時 年5回 8月、11月頃 | 毎4回 | ①地域ケア推曜日)実施し、議会羽黒福和る。 ②地域ケア会るように調整する。 ③地域ケア会 | 進担当者会議を(第3火 羽黒庁舎、社会福祉協 上センターと連携を深め 議は、定例開催が出来 |
| 2. 一人ひとりに 応じた介護予防の 推進 | 二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防での 飲を喚起し、日常生活で支援を予がでの 取組みが継続するようけた 適切なケアマネジメントを 行う。 | 本チェックリスト実施数の 拡大 ③保健師等の内部研修 | 随時 6月 9月 12月 | 随時 | 1/3、年齢85歳 事業参加勧奨 ②二次予防事 トを行い、達成 援目標を設定 ③老人クラブ、 | クリスト運動器3/5、認知 歳未満の方を二次予防 達する。 事業参加者のマネジメン えしやすい具体的な支 に自立を促す。 サロンで介護予防講 介護予防の啓発を行う。 |
| 3. 要支援者の自 立支援の推進 | 自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。 | | 6月 2月 | 随時 | ズを把握した. サービス等を注 行う。 ②羽黒地域で | ービスだけでなく、ニー 上で、インフォーマル 舌用したマネジメントを で活用できるインフォー の情報把握を行う。 |
| 4.総合的な相談 支援の確立 | 高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サップで応じない。 といる相談の拠点としてといる実を図る。潜在して発動の充実を図る。 といる要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。 | ①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要接護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者の掘り起しに努める。 | 随時 | 随時 隔月 通年 | 自の総合相談する。 ②隔月に、羽会羽黒福祉センターかみじむ 等情報交換を図る。 ③事業所内で | 検討を行った上で、独 をガイドラインに則り対応 黒庁舎、社会福祉協議 とンター、地域包括支援 じ荘、居宅介護支セン で羽黒地域個別ケース を行い、情報の共有化 でのネット4U活用を推進 医との連携充実を図る。 |

| | | | | T/LnL | |
|------------------------------|---|--|-----------------------|-------|--|
| 擁護に関する普 | 認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用 促進及び高齢者虐待防止・ 早期発見について普及・啓 発活動に努める。 | の実施 | 9月 7月 11月 5月~1月 | 随時 後期 | ①虐待対応時は、鶴岡市権利擁護 関係のマニュアルに沿い迅速に対応 する。 ②地域課題から、「高齢期を迎えるた めに知っておくべきこと」の住民向け 研修会の一つに「成年後見制度」に ついて実施する。 |
| 6. ケアマネジメ ントの質の向上・ 平準化 | 質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラ | ④居宅介護支援事業所主 任介護支援専門員の資質 向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援 困難事例等に対する支援 | 6,7月頃 年3回 年3回 | 随時 | ①介護支援専門員に対する支援困難事例等に関し、課題に応じた専門職を主担当として支援する。 ②地域ケア会議開催時は、ケアプランの内容等も検証できるようにする。 |
| 7. 災害時要援護 高齢者の把握と救 援支援 | 地域防災組織等で作成する 要援護高齢者の災害時避難 支援体制・救援体制につい て情報収集し支援する。 | | 随時·通年 | | ①各集落における災害避難計画についての情報収集を行い、避難場所の確認を行う。 ②羽黒地域の洪水ハザードマップ等を事業所内に置き、災害発生時の情報収集に役立てる。 ③災害時に備え、羽黒地域の避難道路等の確認を行う。 |
| 8.認知症施策の | 認知症施策推進5ヵ年計画症 に盛り込まれている認知な ケアパスの作成に取組み 日常生活圏域ごとの社会資 源把握、また地域課題の把握握 行う。認知に市域支援推進 する認知して、各種 と連携しする各種支援機関め のコーディネートに努め る。 | ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の 開催 ④認知症患者家族に対す | 6月頃 一 年6回 随時 | | ①認知症ケアパスについて理解する。 ②日常生活圏域での気づきシート作成のため、情報収集にあたる。 ③認知症連絡箋を活用し、早期に認知症の治療が開始できるように支援する。 |

| | 平成26年月 | 度 地域包括支援セン | ター運営 | 活動計画 | 画書 |
|-----------------------------|--|--|------------------------------|-----------------|--|
| | 地域包括支援センター名: | 鶴岡市地域包括支援センク | ターあさひ | | 管理者名:難波 琴 |
| 重点事項 | 重点活動方針 | A 1. | 具 | 体的事 | |
| | | 全市 | | 時期 月1回 | 各センター(内容、時期・回数等) ・定例である朝日地域連絡調整会議 |
| (個別会議)の実 施と地域包括ケア | 平成26年度から地域ケア 会議(個別会議)を実決を し、自立支援・課題が担保 りのる。地域包括を がある。地域包括を がの一ク会議等を がの一ク会議活で がの一の がの一の がの がの がの が が が が が が が が が が | 推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 | 4/16 随時 年5回 8月、11月頃 | 随時 月1回 通年 | を開催し、地域の情報を各関係機関と共有、支援ケースの検討を行う。随時地域ケア会議を開催していく。・地域を選定し、各会合等の機会に積極的に地域に足を運びアンケート等の方法で課題を把握していき、住民が望む地域づくりのためのネットワークの構築を目指す。・定例民生委員会に参加しネットワーク構築を目指す。・研修会への参加・協力。 |
| 2. 一人ひとりに 応じた介護予防の 推進 | 二次予防事業対象者等が 要介護状態になることを予防するために、介護予防さるために、 意欲を喚起し、 日常生活する の取組みが継続するようけ 接を行い、自立支援に向け た適切なケアマネジメント を行う。 | 拡大 | 随時 随時 6月 9月 12月 | 随時 | ・二次予防事業対象者への速やかな対応で実態把握を行なっていく。 ・健康教室、サロン等とのタイアップで、介護予防の啓発や地域の実情把握を行なう。 |
| 3.要支援者の自 立支援の推進 | 自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。 | | 6月 | 通年 | ・マニュアルをもとに良質なプランを作成し自立支援を目指す。的確なアセスメントを行い、ニーズの把握を行なう。インフォーマルサービスを取り入れたプランの作成を行なう。 |
| 4.総合的な相談 支援の確立 | 保健・医療・福祉サービ | ムで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定 例会議にて要援護高齢者 の情報共有 ③地域包括支援センター の周知を図りながら、潜在 | 随時 | 随時随時 | ・地域高齢者等に対して的確に状況を把握し、専門的な助言・支援を行い、必要に応じ関係機関に繋げるワンストップサービスを目指していく。・地域・集落の会合等に出向き、要援護高齢者等の発見や情報収集を行なう。・地域包括支援センターの周知を図り、地域に呼んでもらえるような関係を作る。 |

| 5. 高齢者の権利 擁護に関する普 及・啓発 | 認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。 | ①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会 の実施 ③権利擁護関係マニュア ル等の見直し | | 随時 | ・各研修会に参加、協力し知識を身につけていく。 ・マニュアルをもとに関係機関との連携や対応等を随時確認し、迅速に動いていく。 |
|------------------------------|---|---|----------------------|----|--|
| 6. ケアマネジメ ントの質の向上・ 平準化 | ン内容等を検証し、課題の 把握に努めるとともに介護 保険制度の健全かつ円滑な | ③ケアプラン検証専門家 会議の開催 ④居宅介護支援事業所主 任介護支援専門員の資質 向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援 | 6, 7月頃 年3回 年3回 | 通年 | ・相談窓口設置の周知を行なう。支援 困難ケース等の支援を行う。 ・事業への参加・協力。 |
| 7. 災害時要援護 高齢者の把握と救 援支援 | 地域防災組織等で作成する 要援護高齢者の災害時避難 支援体制・救援体制につい て情報収集し支援する。 | | 随時·通年 | 随時 | ・安心見守りカード事業を継続していく。 ・災害避難場所の確認。 |
| 8. 認知症施策の 推進 | 認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知なになり込まれている認知みの作成に取れて、日常性が大力では、とののでは、とののでは、とののでは、とののでは、とののでは、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | ①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の 開催 ④認知症患者家族に対す る個別相談の実施 | 6月頃 年6回 随時 | 随時 | ・認知症ケアパスの研修会に参加し理解を深める。・認知症サポーター養成講座の開催等で地域に認知症を理解してもらう。同時に地域での課題を把握する。 |

地域ケア会議の推進について

平成26年10月22日(水)

鶴岡市健康福祉部長寿介護課

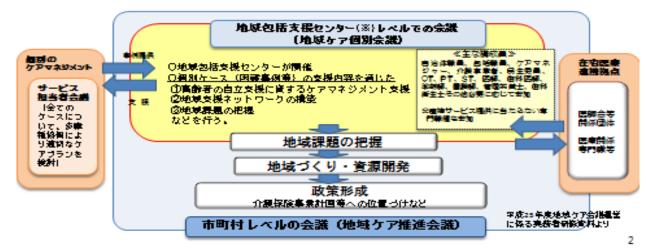
地域包括支援センター

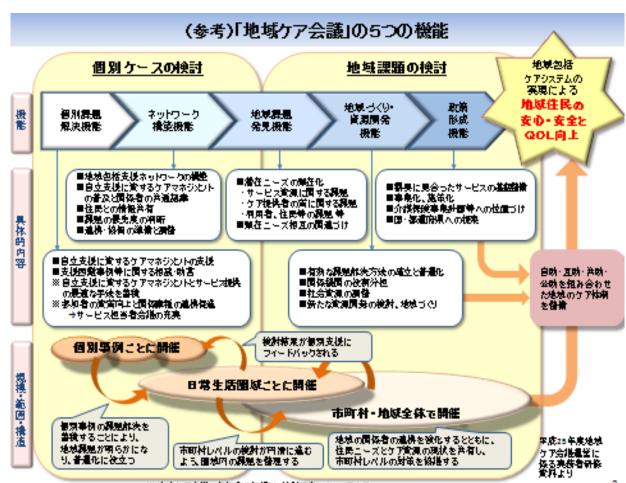
地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤 の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援 専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 〇 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。





鶴岡市の取組み

【経過】

H25.1.30 試行的に地域ケア会議の開催

H25.2.14 先進地視察(埼玉県和光市)

H25.6.10 地域ケア会議個別会議勉強会開催

H25.9.26

鶴岡市地域ケア会議プロジェクト会議を設置

構成:行政関係者

地域包括支援センター管理者

H26.4.1

地域ケア会議個別会議マニュアルの 作成

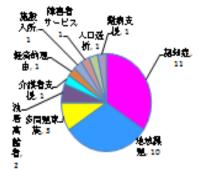
平成27年度

地域ケア推進会議(仮称)を設置予定

地域ケア会議実施状況

| | | H26.9.30現在 |
|-----|-------------|------------|
| No. | 地域包括支援センター名 | 開催回数 |
| 1 | 市包括 | 3 |
| 2 | 社協(本センター) | 0 |
| 3 | 社協(なえづ) | 1 |
| 4 | 社協(おおやま) | 1 |
| 5 | 社協(とようら) | 0 |
| 6 | 社協(くしびき) | 0 |
| 7 | 社協(あつみ) | 1 |
| 8 | 수 | 3 |
| 9 | 徐楽園 | 2 |
| 10 | 永寿往 | 0 |
| 11 | しおん症 | 2 |
| 12 | ふじしま | 14 |
| 13 | かみじ粧 | 5 |
| 14 | あきひ | 0 |
| 15 | 総計 | 32 |

| 毎別会議デーマ | 件数 | |
|---------------|------|-------|
| 認知中 | - 11 | 24.4% |
| 接坡舞器 | 10 | 21.2% |
| 多問題亦終 | 2 | 9.4% |
| 浓厚高岭金 | 2 | 6.2% |
| 企業者支持 | | 2.1% |
| 经营的理由 | 1 | 2.1% |
| 施設入所 | 1 | 2.1% |
| 陳書者サービス | | 2.1% |
| 人口烫折 | 1 | 2.1% |
| 難病支援 | 1 | 2.1% |
| #2 3 + | 32 | |
| | | 2.1 |



表在化された地域課題

| 14 1 5 TH DT - 4- TH | to del |
|----------------------|--------|
| 地域課題の類型 | 件数 |
| 認知症支援 | 15 |
| 独居者の支援 | 7 |
| 要援護者の支援体制 | 6 |
| 町内会の福祉体制 | 4 |
| ペット | 3 |
| 多問題家族 | 3 |
| 地域資源の把握 | 3 |
| キーパーソン不在 | 3 |
| 若年要援護者 | 3 |
| 個人情報保護 | 2 |
| 消費者被害 | 2 |
| 民生委員との協働 | 2 2 |
| でかける場 | 2 |
| サービスの不足 | 2 |
| その他 | 3 |
| 合計 | 60 |

【地域課題例】

- ・認知症に対する無理解(不安感)
- ・認知症高齢者を捜索する際における情報共有・体制の整備
- ・認知症の診断が医師によってまちまち
- ・ゴミだし等を自力でできない家族が増えている
- ベットの管理ができなく、近隣に迷惑をかけている。
- ・緊急時の連絡先を引き受けてくれるご 近所の不在。
- ・もともと近隣との関わりが良くない人が、個人情報保護法が施行されたことで、 さらに関わりにくくなった。

不足しているサービス等

| 不足しているサービス | 件数 |
|---------------|----|
| 認知症 | 6 |
| 軽度生活支援 | 4 |
| 見守り | 4 |
| レスパイト | 2 |
| 経済的課題 | 2 |
| 地域の支援員 | 2 |
| キーパーソン | 1 |
| ペット | 1 |
| 温海エリアの介護サービス | 1 |
| 介護支援専門員のマネジメン | 1 |
| 気軽に集まる場 | 1 |
| 消費者被害対策 | 1 |
| 障害福祉サービス | 1 |
| 独居高齢者支援 | 1 |
| 予防対象者の把握 | 1 |
| #eā† | 29 |

【不足サービス具体例】

- ・レスパイト入院先
- 民生委員以外のインフォーマルな見守り支援
- ・認知症専門医による往診
- ・認知症高齢者見守りサービス
- ・ちょっとした手伝いの手(ゴミ出しや、声掛け)
- ・施設入所や死亡などで飼い主がいなくなったあとのペットの対応。
- ・歩いていける範囲で気軽に行ける場所
- ・訪問販売等の悪徳業者が来た場合、地域全体で住民を見守りできるシステムや 環境づくり
- ・親族が遠方の高齢者が増加。申請や通院時に対応できる方がいない。権利擁護 に乗せるまでも時間がかかる。

地域ケア会議の課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、医療との連携、自助・互助・共助・公助の通切なコーディネート、サービス資源の開発など、包括的なケアシステムの機能が必要であり、地域ケマ会議はその実現のための重要した手段として位置づけられている。
- 地域ケア会議は多職程により個別事例の検討を行うが、それを積み重ねることを通じて以下の実現が期待できる。
 - ・嘉齢者の課職態決の支援と介護支援専門員の自立支援に管するケママネジメント能力で向上
 - ・高齢者の実態把握や課題解決を図ることを可能とする<u>地域の関係機関第の相互の連携による地域包括支援</u> ネットワーク*の*構製
 - ・個別の課題を解決する中で挥かび上がってくる地域の資源不足やサービス量の課題などについて、地域で必要な取組を明確化し、それを政策へ反映させること
- 地域包括支援センターの取組みを通じ、町内会の役員等これまでの事例検討会で入ってこなかった地域の方を含めて検討することにより、地域の人々が地域深見として受け止め、町内会の役員会で話し合ったなど、地域の福祉力の向上にも寄与している取り組みになっている。
- 現状は、地域包括支援センターが受けた困難事例が中心になっており、今後、全介護支援専門員を対象に実施することが求められているため、<u>負担なく効果的な取り組みの検針が必要</u>である。
- 在宅の限界点を上げるため、表在化された課題や、不足しているサービスから互助、共助、公助の仕組みづくりにつなげるために、市レスルの「地域ケマ推進会議(仮称)」の設置を図らなければならないが、効果的な取り組みにつなげるための、組織化が課題である。

平成26年度

指定介護予防支援ケアマネジメント業務委託について

平成26年10月22日(水) 鶴岡市健康福祉部長寿介護課 地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメント(予防給付)委託上の注意

◆予防給付の基本的な考え方

「要支援状態にあってもその悪化をできる限り防ぎ自立した生活を支援する」を目的として 実施するもの

◆指定居宅介護支援事業者への委託について

地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者の指定を受け、予防給付のケアマネジメントの業務を行いますが、その業務の一部を厚生労働省令で定める者(指定居宅介護支援事業者)に委託できます。利用者が従前利用していた介護支援専門員にも、予防給付にかかる利用計画の作成を依頼できるようにすることで、予防給付への円滑な移行や、介護給付に移行した場合の連携を確保するといった観点からです。

(地域包括支援センターマニュアルより)

◆要支援認定者にかかる予防支援業務の鶴岡市の方針として

原則的にエリア担当の地域包括支援センターが担当とするが、前述の地域包括支援センターマニュアルを受け、以下の場合に指定居宅介護支援事業者へ委託するものである。

- ① 利用者が要介護認定で既に居宅介護支援を受けており、更新等認定により要支援認定になったもので、引き続き従前の居宅介護支援事業者の支援を希望する場合。
- ② 家族等が居宅介護支援事業者による支援を受けており、本人が同じ居宅介護支援事業者の支援を希望する場合。
- ③ 利用者が、担当エリアの地域包括支援センターとの良好な関係性を保てず、エリア担当の地域包括支援センターが支援することで困難性の発生が想定できる場合。
- ④ 上記によらずやむを得ない事情がある場合。
- ◆住宅改修、福祉用具購入等給付管理業務を必要としない場合 住宅改修、福祉用具購入であっても、適切なマネジメントにもとづいて提供されるべきものであるため、原 則的に利用者が居住するエリアを担当する地域包括支援センターが担当する。

| | | 平月 | 成25年度 介護予 | 防マ | トジメ | ント委 | 託状 | 況報 | 告 | | | | | |
|-----|--------------------------|-----------------------|---------------------------|----|-----|-----|-----|-----|----------|------|----------|-----|-----|-------|
| (平月 | 戊25年4月~H26年 | 三3月給付実績分) | | | | | | | | | | | (件) | |
| No. | 法人名等 | 所在地 | 指定居宅介護支援 事業所名 | 市 | 市社協 | つくし | 健楽園 | 永寿荘 | しおん 荘 | ふじしま | かみじ 荘 | あさひ | 合計 | 割合 |
| 1 | | 鶴岡市西新斎町14- 26 | 居宅介護支援センターふれ あい | 0 | 63 | 33 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 132 | 3.0% |
| 2 | | 鶴岡市ほなみ町3-1 | なえづ居宅介護支援セン ター | 0 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28 | 0.6% |
| 3 | | 鶴岡市大山三丁目34 -1 | 居宅介護支援センターおお やま | 0 | 31 | 0 | 0 | 0 | 35 | 0 | 0 | 0 | 66 | 1.5% |
| 4 | 社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協 議会 | 鶴岡市友江町23-14 | 居宅介護支援センターたか だて | 0 | 32 | 12 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 58 | 1.3% |
| 5 | | 鶴岡市三瀬字菖蒲田 67-1 | とようら居宅介護支援セン ター | 0 | 95 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 95 | 2.2% |
| 6 | | 鶴岡市上山添字成田 21-9 | くしびき居宅介護支援セン ター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 7 | | 鶴岡市湯温海字湯之 尻521-12 | 居宅介護支援センター愛寿園 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 | 0.4% |
| 8 | 社会福祉法人一幸会 | 鶴岡市美原町4-40 | 健楽園居宅介護支援セン ターみはら | 31 | 12 | 0 | 65 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 108 | 2.5% |
| 9 | 社会福祉法人惠泉会 | 鶴岡市茅原町28-10 | 永寿荘居宅介護支援セン ター | 0 | 0 | 93 | 12 | 181 | 0 | 0 | 0 | 0 | 286 | 6.5% |
| 10 | 社会福祉法人 思恩会 | 鶴岡市湯野浜一丁目 19-28 | しおん荘居宅介護支援事業 所 | 0 | 36 | 0 | 0 | 0 | 351 | 0 | 0 | 0 | 387 | 8.8% |
| 11 | 社団法人 鶴岡地区医師会 | 鶴岡市馬場町1-34 | 鶴岡地区医師会 ケアプランセンターふきのとう | 20 | 84 | 590 | 0 | 18 | 5 | 1 | 12 | 0 | 730 | 16.7% |
| 12 | 庄内医療生活協同 組合 | 鶴岡市双葉町13-4 6 | 協立ケアプランセンターふた ば | 55 | 123 | 8 | 27 | 37 | 6 | 13 | 20 | 4 | 293 | 6.7% |
| 13 | 庄内医療生活協同 組合 | 鶴岡市双葉町13-4 7 | 協立ケアプランセンターあお ば | 0 | 115 | 8 | 0 | 0 | 18 | 0 | 5 | 0 | 146 | 3.3% |
| 14 | 医療法人 斎藤胃腸病院 | 鶴岡市本町二丁目2-35 | 齋藤胃腸クリニック 居宅介護支援事業所 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0.3% |
| 15 | 社会福祉法人 山形虹の会 | 鶴岡市民田字代家田 100-1 | 介護老人保健施設かけはし | 15 | 53 | 148 | 14 | 11 | 15 | 0 | 0 | 0 | 256 | 5.8% |
| 16 | 有限会社 在宅福祉サービスひ まわり | 鶴岡市稲生一丁目3- 5 | ひまわり居宅介護支援事業所 | 0 | 69 | 52 | 67 | 8 | 24 | 0 | 0 | 0 | 220 | 5.0% |
| 17 | 医療法人社団みつわ会 | 鶴岡市茅原町26-23 | ケアプランセンターひだまり | 21 | 48 | 96 | 0 | 48 | 12 | 8 | 20 | 0 | 253 | 5.8% |
| 18 | 医療法人社団 山形愛心会 | 三川町押切新田深田 | 介護老人保健施設ほのか | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 24 | 0 | 0 | 31 | 0.7% |
| 19 | 株式会社 | 鶴岡市若葉町23-3 8 | ニチイケアセンター鶴岡 | 9 | 46 | 66 | 12 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 145 | 3.3% |
| 20 | ニチイ学館 | 鶴岡市美咲町7-16 | ニチイケアセンター鶴岡みさき | 3 | 22 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45 | 1.0% |
| 21 | 鶴岡市農業協同組 合 | 鶴岡市日吉町3-7 | 鶴岡市農業協同組合福祉サービス | 8 | 91 | 36 | 7 | 0 | 23 | 0 | 0 | 0 | 165 | 3.8% |
| 22 | 有限会社 山王フジックス | 鶴岡市山王町14-23 | 山王フジックス 指定居宅介護支援事業所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 23 | 社会福祉法人 ふじの里 | 鶴岡市藤の花一丁目 18-1 | 指定居宅介護支援センター ふじの花荘 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 454 | 0 | 0 | 454 | 10.4% |
| 24 | 社会福祉法人 羽黒百寿会 | 鶴岡市羽黒町手向字 薬師沢198-3 | 指定居宅介護支援センター かみじ荘 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 25 | 社会福祉法人朝日ぶなの木会 | 鶴岡市熊出字東村 157-2 | 居宅介護支援センターであい | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0.1% |

| 26 | 社会福祉法人あつみ福祉会 | 鶴岡市槙代丁53-1 | 支援センター温寿荘 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 0.7% |
|----|----------------------|------------------------------------|-----------------------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|--------|-------|
| 27 | 庄内まちづくり協同 組合 虹 | 鶴岡市日枝字海老島 36-4 | ケアプランセンター虹 | 31 | 12 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 12 | 6 | 65 | 1.5% |
| 28 | 株式会社むつみ | 鶴岡市西目123-8 | クオリティケアサービス | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 29 | 特定非営利法人 地域福祉村 | 鶴岡市本町三丁目2-5 | 介護支援センター「よつばの 里」 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 0.7% |
| 30 | 株式会社とよみ | 鶴岡市藤沢字石渡15 -13 | ケアプランセンター大地 | 0 | 21 | 13 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 42 | 1.0% |
| 31 | 高齢者福祉生活協 同組合 | 鶴岡市みどり町22-40 | 指定居宅介護支援事業所 み どり | 0 | 111 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 111 | 2.5% |
| 32 | 医療法人社団 健生会 | 東京都立川市錦町1- 16-15(昭島市福島町 908) | 在宅クリニック昭島相互 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0.2% |
| 33 | 社会福祉法人創生会 | 横浜市旭区若葉台4- 16-1 | 横浜市若葉台地域ケアプラザ | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0.1% |
| 34 | 株式会社 アライブ | 鶴岡市苗津町3-3 | ケアプランセンターコーデ・E | 0 | 24 | 113 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 137 | 3.1% |
| 35 | 有限会社ヘルパー サービスしあわせ | 東京都葛飾区柴又1 丁目17番2号 | ヘルパーサービスしあわせ 三郷営業所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0.1% |
| 36 | 合同会社 すばる | 東京都小平市上水南 町3-3-25-1 | 居宅介護支援事業所すばる | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0.0% |
| 37 | 社会福祉法人さくら会 | 酒田市中牧田字丸福 171 | さくらホーム居宅介護支援事業所 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0.1% |
| 38 | 株式会社 日本ケア サービス | 静岡市清水区南矢部 565-3 | 株式会社 日本ケアサービス | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0.3% |
| | | 委託合計 (a) | | 193 | 1,216 | 1,294 | 248 | 336 | 515 | 500 | 69 | 10 | 4,381 | 37.7% |
| | 自包括担当件数(b) | | | 509 | 3,982 | 0 | 590 | 581 | 178 | 517 | 572 | 308 | 7,237 | 62.3% |
| | 総 計 (a+b) | | | 702 | 5,198 | 1,294 | 838 | 917 | 693 | 1,017 | 641 | 318 | 11,618 | |
| | 委託事業所数 | | | 9 | 26 | 16 | 9 | 11 | 11 | 5 | 5 | 2 | 34 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

| | 平成26年度 介護予防マネジメント委託状況報告 | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------------------|-----------------------|---------------------------|----|-----|-----|-----|-----|----------|------|----------|-----|-----|-------|
| (平) | 成26年4月~H26年 | =9月給付実績分) | | | | | | | | | | | (件) | |
| No. | 法人名等 | 所在地 | 指定居宅介護支援 事業所名 | 市 | 市社協 | つくし | 健楽園 | 永寿荘 | しおん 荘 | ふじしま | かみじ 荘 | あさひ | 合計 | 割合 |
| 1 | | 鶴岡市西新斎町14- 26 | 居宅介護支援センターふれ あい | 0 | 31 | 35 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 78 | 3.1% |
| 2 | | 鶴岡市ほなみ町3-1 | なえづ居宅介護支援セン ター | 7 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 0.7% |
| 3 | | 鶴岡市大山三丁目34 | 居宅介護支援センターおお やま | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 | 15 | 0 | 0 | 0 | 31 | 1.2% |
| 4 | 社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協 議会 | 鶴岡市友江町23-14 | 居宅介護支援センターたか だて | 0 | 18 | 6 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 33 | 1.3% |
| 5 | | 鶴岡市三瀬字菖蒲田 67-1 | とようら居宅介護支援セン ター | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 1.2% |
| 6 | | 鶴岡市上山添字成田 | くしびき居宅介護支援セン ター | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0.2% |
| 7 | | 鶴岡市湯温海字湯之 尻521-12 | 居宅介護支援センター愛寿園 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0.1% |
| 8 | 社会福祉法人 一幸会 | 鶴岡市美原町4-40 | 健楽園居宅介護支援セン ターみはら | 34 | 0 | 0 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 77 | 3.1% |
| 9 | 社会福祉法人恵泉会 | 鶴岡市茅原町28-10 | 永寿荘居宅介護支援セン ター | 0 | 0 | 54 | 6 | 75 | 0 | 0 | 0 | 0 | 135 | 5.4% |
| 10 | 社会福祉法人思恩会 | 鶴岡市湯野浜一丁目 19-28 | しおん荘居宅介護支援事業 所 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 240 | 0 | 0 | 0 | 251 | 10.1% |
| 11 | 社団法人 鶴岡地区医師会 | 鶴岡市馬場町1-34 | 鶴岡地区医師会 ケアプランセンターふきのとう | 2 | 25 | 161 | 0 | 12 | 0 | 4 | 0 | 0 | 204 | 8.2% |
| 12 | 庄内医療生活協同 組合 | 鶴岡市双葉町13-4 6 | 協立ケアプランセンターふた ば | 40 | 63 | 6 | 22 | 7 | 6 | 6 | 0 | 6 | 156 | 6.3% |
| 13 | 庄内医療生活協同 組合 | 鶴岡市双葉町13-4 7 | 協立ケアプランセンターあお ば | 0 | 96 | 8 | 9 | 0 | 13 | 6 | 11 | 0 | 143 | 5.8% |
| 14 | 医療法人 斎藤胃腸病院 | 鶴岡市本町二丁目2-35 | 齋藤胃腸クリニック 居宅介護支援事業所 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0.2% |
| 15 | 社会福祉法人 山形虹の会 | 鶴岡市民田字代家田 100-1 | 介護老人保健施設かけはし | 12 | 32 | 123 | 12 | 6 | 12 | 0 | 6 | 0 | 203 | 8.2% |
| 16 | 有限会社 在宅福祉サービスひ まわり | 鶴岡市稲生一丁目3- 5 | ひまわり居宅介護支援事業 所 | 15 | 44 | 57 | 31 | 6 | 11 | 0 | 0 | 0 | 164 | 6.6% |
| 17 | 医療法人社団みつわ会 | 鶴岡市茅原町26-23 | ケアプランセンターひだまり | 6 | 42 | 67 | 0 | 24 | 6 | 0 | 10 | 0 | 155 | 6.2% |
| 18 | 医療法人社団 山形愛心会 | 三川町押切新田深田 | 介護老人保健施設ほのか | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0.0% |
| 19 | 株式会社 | 鶴岡市若葉町23-3 8 | ニチイケアセンター鶴岡 | 9 | 18 | 41 | 6 | 6 | 5 | 0 | 0 | 0 | 85 | 3.4% |
| 20 | ニチイ学館 | 鶴岡市美咲町7-16 | ニチイケアセンター鶴岡みさき | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0.1% |
| 21 | 鶴岡市農業協同組合 | 鶴岡市日吉町3-7 | 鶴岡市農業協同組合福祉 サービス | 0 | 63 | 53 | 5 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 133 | 5.4% |
| 22 | 有限会社 山王フジックス | 鶴岡市山王町14-23 | 山王フジックス 指定居宅介護支援事業所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 23 | 社会福祉法人 ふじの里 | 鶴岡市藤の花一丁目 18-1 | 指定居宅介護支援センター ふじの花荘 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 240 | 0 | 0 | 240 | 9.7% |
| 24 | 社会福祉法人 羽黒百寿会 | 鶴岡市羽黒町手向字 薬師沢198-3 | 指定居宅介護支援センター かみじ荘 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 72 | 0 | 72 | 2.9% |
| 25 | 社会福祉法人 朝日ぶなの木会 | 鶴岡市熊出字東村 157-2 | 居宅介護支援センターであ い | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |

| 24 | 社会福祉法人 羽黒百寿会 | 鶴岡市羽黒町手向字 薬師沢198-3 | 指定居宅介護支援センター かみじ荘 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 72 | 0 | 72 | 2.9% |
|----------|-------------------|------------------------------------|----------------------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| 25 | 社会福祉法人 朝日ぶなの木会 | 鶴岡市熊出字東村 157-2 | 居宅介護支援センターであい | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 26 | 社会福祉法人 あつみ福祉会 | 鶴岡市槙代丁53-1 | 支援センター温寿荘 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0.5% |
| 27 | 庄内まちづくり協同 組合 虹 | 鶴岡市日枝字海老島 36-4 | ケアプランセンター虹 | 21 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27 | 1.1% |
| 28 | 株式会社むつみ | 鶴岡市西目123-8 | クオリティケアサービス | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 29 | 特定非営利法人 地域福祉村 | 鶴岡市本町三丁目2-5 | 介護支援センター「よつばの 里」 | 0 | 12 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | 1.4% |
| 30 | 株式会社とよみ | 鶴岡市藤沢字石渡15 -13 | ケアプランセンター大地 | 0 | 9 | 15 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 1.2% |
| 31 | 高齢者福祉生活協 同組合 | 鶴岡市みどり町22-40 | 指定居宅介護支援事業所 み どり | 0 | 51 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 51 | 2.1% |
| 32 | 医療法人社団 健生会 | 東京都立川市錦町1- 16-15(昭島市福島町 908) | 在宅クリニック昭島相互 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0.1% |
| 33 | 社会福祉法人 創生会 | 横浜市旭区若葉台4- 16-1 | 横浜市若葉台地域ケアプラザ | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0.2% |
| 34 | 株式会社 アライブ | 鶴岡市苗津町3-3 | ケアプランセンターコーデ・E | 0 | 11 | 79 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 90 | 3.6% |
| 35 | 株式会社 日本ケア サービス | 静岡市清水区南矢部 565-3 | 株式会社 日本ケアサービス | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0.2% |
| 36 | 株式会社里くみ | 鶴岡市稲生二丁目 33-15 | 里くみ居宅介護支援事業所 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0.0% |
| 委託合計 (a) | | | 146 | 624 | 729 | 152 | 138 | 335 | 256 | 99 | 6 | 2,484 | 50.8% | |
| | 自包括担当件数 (b) | | | 236 | 2,011 | 0 | 324 | 287 | 16 | 234 | 201 | 147 | 2,407 | 49.2% |
| | 総 計 (a+b) | | | 382 | 2,635 | 729 | 476 | 425 | 351 | 490 | 300 | 153 | 4,891 | |
| | | 委託事業所数 | | 9 | 26 | 15 | 10 | 8 | 11 | 4 | 4 | 1 | 33 | |

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る
 基準を定める条例の骨子案について

鶴岡市における地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る

基準を定める条例(骨子案)

【市町村条例で定めることとなった経緯】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)(第3次地方分権一括法(平成25年6月成立))において、従来、国で定めていた地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を、市の条例で定めることされた。

【経過措置】

この法律の施行日は平成26年4月1日であるが、施行日から1年を超えない期間内においては、地方 自治体の条例が制定されるまでの間、省令によることができる経過措置が設けられている。

【市条例で定める基準】

地域包括支援センターの運営に関する基本方針(参酌すべき基準) 地域包括支援センターの職員に関する基準(従うべき基準)

【関係法令】

介護保険法第115条の46第5項の厚生労働省令で定める基準 介護保険法施行規則第140条の66

- ※1 「参酌すべき基準」とは、省令の基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるものです。
- ※2 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準のことをいいます。省令と異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準に従う 範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは可能です。
- ※3 「包括的支援事業」とは、介護保険法により定められた「介護予防ケアマネジメント業務」、 「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」及び「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」 の事業をいいます。

1 制定の趣旨

この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、地域包括支援センターにおいて包括的支援業務を実施するために必要な基準を定めるものです。

2 条例の内容(案)

(1) 地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営方に関する基本方針

| 国の基準 (参酌すべき基準) | 市の基準案 |
|------------------------|----------------------|
| | ① センターの運営において、国の省令で特 |
| ① センターは、職員が協働して包括的支援事業 | に問題がないため、 |
| を実施することによ | 国と同様とする。 |
| り、各被保険者の心身の状況、その置かれてい | |
| る環境等に応じて、介 | |
| 護給付等対象サービスその他の保健医療サー | |
| ビス又は福祉サービス、権利擁護のための必要 | |
| な援助等をできるように導き、各被保険者が可 | |
| 能な限り、住み慣れた地域において自立した日 | |
| 常生活を営むことができるようにすること。 | |
| | |
| | |
| | ② センターの運営において、国の省令で特 |
| ② センターは、市町村に設置している地域包括 | に問題がないため、国と同様とする。 |
| 支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適 | |
| 切、公正かつ中立な運営を確保すること。 | |
| | |
| | |

(2) センターの職員に関する基準

| 国の基準 (従うべき基準) | 市の基準案 |
|---------------------------------------|------------|
| ① センターの担当区域における第1号被保険者の数がおおむね | ① センターの |
| 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する | 運営において、国の省 |
| 常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。 | 令で特に問題がない |
| ア 保健師その他これに準ずる者 1人 | ため、国と同様とす |
| イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 | る。 |
| ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人 | |
| | |

- ② ①の規定にかかわらず、次のアからウまでのいずれかに掲げる場合には、センターの配置人員基準は、次の表の上覧に掲げる担当する 区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。
 - ア 第1号被保険者の数がおおむね 3,000 人未満の市町村にセンターを設置する場合
 - イ 合併市町村又は一部事務組合若しくは広域連合であって、①の 基準によってはセンターの効率的な運営に支障があると地域包

② 国の基準に準じて、第1号被保険者数3,000人未満又は6,000人以上のセンターの職員の配置基準を別表のとおり定める。

| 担当する区域における | |
|----------------|---------------------|
| 第1号 | 人員配置基準 |
| 被保険者の数 | |
| おおむね 1,000 人未満 | ① のアからウまでに掲げる者のうち 1 |
| | 人又は2人 |
| おおむね 1,000 人以上 | ① のアからウまでに掲げる者のうち2 |
| 2,000 人未満 | 人(うち1人は専らその職務に従事 |
| | する常勤の職員とする。) |
| おおむね 2,000 人以上 | 専らその職務に従事する常勤の①のア |
| 3,000 人未満 | に掲げる者1人及び専らその職務に従 |
| | 事する常勤の①のイ又はウに掲げる者 |
| | のいずれか1人 |
| | |

括支援センター運営において認められた場合

ウ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘 案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要で あると地域包括支援センター運営協議会において認められた場 合 (別表)

地域包括支援センター専門職配置基準(案)

参考資料

(単位:人)

| 京松老 【日 | | | 専 | 門職 | (+0.7) | sta | | |
|---|--------------|-----|-------|-----------|----------|---------------------|---|-----|
| 高齢者人口 | 合 計 | 保健師 | 社会福祉士 | 主任介護支援専門員 | いづれかの専門職 | パターン | | |
| 1,000人未満 | 1 | | 1 | | | 1 | | |
| 1,000人~2,000人未満 | 2 うち専従常勤1 | | 2 | | | 2 | | |
| 2,000人~3,000人未満 | 2 | 1 | 1 | | | 3 | | |
| 3,000人~6,000人未満 | 3 | 1 | 1 | 1 | | 4 | | |
| 6,000人~7,000人未満 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | | |
| 0,000人~7,000人未凋 | 4 | ı | ' | ' | ' | 1+4 | | |
| 7,000人~8,000人未満 | 5 | 1 | 1 | 1 | 2 | 6 | | |
| 7,000人~8,000人未凋 | うち専従常勤1 | ı | | | | | 2 | 2+4 |
| 8,000人~9,000人未満 | 5 | 1 | 1 | 1 | 2 | Ō | | |
| 0,000)(0,000)(,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1 | | | · | | | 3+4 | | |
| 9,000人~12,000人未満 | 6 | 2 | 2 | 2 | | 8 | | |
| : | | ! | ! | <u> </u> | | 4 + 4 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | İ | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| ; | | | İ | | | | | |
| 15,000人~18,000人未満 | 9 | 3 | 3 | 3 | | ① ④+8 | | |

| 平成り | 7 任 庇 | 州は句括古塔センター専用職配署 | (安) |
|-----|-------|-----------------|-----|

| | | | 65歳以上人口 | | | 専 門 職 | ŧ | |
|---------------------|------------|-----------------------------------|------------|------|--------|--------------------|--------------|-------|
| 設置法人 | 名称 | 担当区域 | (H26.3.31) | | | 3 4 5 6 m/s 1 1 mm | | |
| | | | | 保健師等 | 社会福祉士等 | 主任介護支援 専門員 | いづれかの 専門職 | 合 計 |
| | 鶴岡市社会福祉協議会 | 第6学区 京田 大泉 大山 | | | | | | |
| (社福) 鶴岡市社会福祉 協議会 | 地域包括支援センター | 第2学区 斎 黄金 上郷 三瀬 由良 小堅 櫛引 温海 | 17,840人 | 3人 | 3人 | 3人 | | 9人 |
| (社団) 鶴岡地区医師会 | 地域包括支援センター | 第3学区 湯田川 田川 | 4.294人 | 1人 | 1人 | 1人 | | 3 人 |
| (私団) 鶴岡地区医師云 | つくし | 第 3 子区 | 4,294八 | 1人 | 1/ | 1/ | | 3人 |
| (社福) 一幸会 | 健楽園 | 第1学区 第4学区 | 6,138人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 4人 |
| | 地域包括支援センター | #17E #47E | 0,130/ | 17. | 17. | 17. | 1/(| 4/ |
| (社福) 思恩会 | しおん荘 | 加茂 湯野浜 西郷 | 2.014人 | 1人 | 1人 | | | 2 人 |
| (江田) 尼尼五 | 地域包括支援センター | 加入 圆岩区 口牌 | 2,014/(| 170 | 1/1 | | | 27 |
| (社福) ふじの里 | 地域包括支援センター | 藤島地域 | 3,409人 | 1人 | 1人 | 1人 | | 3人 |
| (正面) 3500至 | ふじしま | 床面心外 | 5,100/(| 170 | 1/1 | 170 | | 0,7 |
| (社福) 羽黒百寿会 | 地域包括支援センター | 羽黒地域 | 2.638人 | 1人 | | 1人 | | 2人 |
| (江田) 初無口が五 | かみじ荘 | 有無地強 | 2,000/ | 1/4 | | 170 | | 2 / |
| (社福) 恵泉会 | 永寿荘 | 第5学区 栄 | 2,718人 | 1人 | | 1人 | | 2人 |
| (江田) 志永云 | 地域包括支援センター | 第5子区 末 | 2,710/ | 17. | | 170 | | 2/(|
| (社福) 朝日ぶなの木会 | 地域包括支援センター | 朝日地域 | 1,638人 | | 1人 | 0.6人 | | 1.6人 |
| (仕倫) 朝日かなの不会 | あさひ | 70日 424% | 1,000/ | | 1,7, | 0.07 | | 1.0八 |
| É | 計 | | 40,689人 | 9人 | 8人 | 7.6人 | 1人 | 26.6人 |

介護予防支援に関する基準の条例制定について

1 経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成25年法律第44号)」において、介護保険法(平成9年法律第123号)の改正がなされ、 従来、厚生労働省令等で全国一律に定められていた介護予防支援に関する基準について、市が条 例で定めることになりました。

2 基準を定めるに当たり参酌する厚生労働省令

条例制定の対象となる厚生労働省令 サービス等区分

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第37号) 指定介護予防支援等

- 3 条例で定める基準の概要
- (1) 「従うべき基準」
- ア 介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数
 - ・ 従業者及びその員数
 - 管理者

イ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利 用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの

- ・ 内容及び手続きの説明及び同意
- ・ サービス提供拒否の禁止
- 秘密保持等
- 事故発生時の対応
- ウ 申請者の法人格の有無
 - (2) 「参酌すべき基準」

①以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の 運営に関する基準

4 条例で定める基準の基本的な考え方

市内の介護予防支援事業所については、現在、法令で定める基準を遵守し適切な事業運営が行われているところです。

このため、条例制定に当たっては、本市独自の基準を設定することなく、国の基準を用いること としたいと考えています。

地域包括支援センター担当区域の見直しについて

平成26年10月22日(水) 鶴岡市健康福祉部長寿介護課 地域包括支援センター

地域包括支援センター担当区域の見直しについて

1. 地域包括支援センター体制再編の経過

本市では、合併直後の旧市町村ごとに異なる地域包括ケア体制のバラツキの調整と、国の業務マニュアルを本市の実情に即したものとするため、平成18年に全市生活圏域を担当する市直営の地域包括支援センター1箇所を設置し、在宅介護支援センターとの連携体制をとりながら開始した。その後、高齢者の多様化・複雑化・深刻化する相談及びその件数の増加に対応し、市民が身近で速やかに包括的支援を受けられる体制を構築するため、平成21年度に2法人へ委託し、平成24年度は4法人、平成25年度は2法人へ委託し、現在は1直営・8委託法人の体制となっている。

平成23年度第1回(平成23年12月1日開催)で説明しましたとおり、平成27年3月をもって市直営センターを廃止し、平成27年4月から直営センターの担当地域を健楽園地域包括支援センターから担っていただくよう準備をすすめております。

なお、温海地域において鶴岡市社会福祉協議会地域包括支援センターの協力機関 (ブランチ)として、社会福祉法人あつみ福祉会と包括的支援業務の運営に関する 協定を結んでいましたが、あつみ支所が温海庁舎へ移転し、ワンストップ体制が確 立されたため、平成26年度をもって協定を終了することする。

2. 今後の市の担う役割

委託センターの中立・公正な業務の保証、均一性の確保や一体的な業務運営、あるいは地域包括ケアの拠点として、さらなる充実が求められており、市が継続して 統括機能を担っていくものとする。

平成27年度 地域包括支援センター専門職配置 (案)

| 設置法人 | 名称 | 担当区域 | 65歳以上人口 (H26.3.31) | 專 門 職 | | | | |
|---------------------|------------|--|-----------------------|-------|--------|-----------|----------|-------|
| | | 但当区域 | (H26.3.31) | 保健師等 | 社会福祉士等 | 主任介護支援専門員 | いづれかの専門職 | 合 計 |
| (社福) 鶴岡市社会福祉 協議会 | 鶴岡市社会福祉協議会 | 第6学区 京田 大泉 大山 第2学区 斎 黄金 上郷 三瀬 由良 小堅 櫛引 温海 | | | | VI 12A | 013784 | |
| | 地域包括支援センター | | 17,840人 | 3人 | 3人 | 3人 | | 9人 |
| (社団) 鶴岡地区医師会 | 地域包括支援センター | 第3学区 湯田川 田川 | 4,294人 | 1人 | 1人 | 1人 | | 0.1 |
| | つくし | | | | | | | 3人 |
| (社福) 一幸会 | 健楽園 | 第1学区 第4学区 | 6,138人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 4人 |
| | 地域包括支援センター | | | | | | | |
| (社福) 思恩会 | しおん荘 | 加茂 湯野浜 西郷 | 2,014人 | 1人 | 1人 | | | 2人 |
| | 地域包括支援センター | | | | | | | |
| (社福) ふじの里 | 地域包括支援センター | 藤島地域 | 3,409人 | 1人 | 1人 | 1人 | | 3人 |
| | ふじしま | | | | | | | |
| (社福) 羽黒百寿会 | 地域包括支援センター | 羽黒地域 | 2,638人 | 1人 | | 1人 | | 2人 |
| | かみじ荘 | | | | | | | |
| (社福) 恵泉会 | 永寿荘 | 第5学区 栄 | 2,718人 | 1人 | | 1人 | | 2人 |
| | 地域包括支援センター | | | | | | | |
| (社福) 朝日ぶなの木会 | 地域包括支援センター | 朝日地域 | 1,638人 | | 1人 | 0.6人 | | 1.6人 |
| | あさひ | | | | | | | |
| 1 | 수 計 | | 40,689人 | 9人 | 8人 | 7.6人 | 1人 | 26.6人 |